

素案

(R8.7.17 時点)

第 5 次 船橋市男女共同参画計画

令和 9 年度（2027 年度）～令和 13 年度（2031 年度）

えいふ f プラン

船 橋 市

f（えふ）プランは

「船橋（Funabashi）に住む女性と男性が、ともに未来（future）に向かって、“～らしさ”にしばられない自由な（free）発想で、新境地（frontier）を切り開いてゆく」という意味を込めて名づけました。

はじめに

修正中

船橋市長 松戸 徹

目 次

I. 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の基本理念	5
5	船橋市の現状	6

II. 基本計画

施策の体系	12
課題Ⅰ あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進	13
方針1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	15
方針2 育児・介護の支援基盤の整備	18
課題Ⅱ 働く場における女性活躍の推進	24
方針3 働く場における女性への活躍支援	29
方針4 誰もが働きやすい職場環境づくり	32
課題Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	36
方針5 困難な問題を抱える女性への支援	39
方針6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	41
課題Ⅳ 配偶者等からの暴力の根絶	48
方針7 暴力の予防と根絶のための基盤づくり	51
方針8 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	54
課題Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	56
方針9 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進	58
方針10 男女共同参画に関する教育等の推進	60

III. 計画の総合的・効果的な推進

1	計画の推進体制	62
2	計画の進行管理	63
3	指標一覧	64

用語解説	67
------	----

参考資料

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱	74
船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱	77
男女共同参画社会基本法	81
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	88
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	103
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	124

I．計画の基本的な考え方

I. 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）」のことを言い、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題として位置付けています。

平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5では、令和12年（2030年）までにジェンダー平等の実現を目指しておりますが、世界経済フォーラムが令和7年（2025年）に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本は148か国中118位となっています。

こうした中、国が令和8年（2026年）3月に閣議決定した第6次男女共同参画基本計画では、男女共同参画や女性活躍に係る取組を推進することが、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会の形成に資するとし、施策を強力に推進するための体制の機能の充実・強化を図るとともに、政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく（ジェンダー主流化）こととしています。

千葉県においては、令和8年（2026年）3月に策定した第6次千葉県男女共同参画計画で「男女のいずれもが、互いの個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、ともに活躍できる社会」を目標としております。

本市では、平成13年（2001年）に初めての計画である「船橋市男女共同参画計画」（fプラン）を策定、令和4年（2022年）には現行計画「第4次船橋市男女共同参画計画」（fプラン）を策定し、男女共同参画を推進するための様々な施策を実施してまいりました。

令和7年度に実施した男女共同参画市民アンケートでは、固定的な性別役割分担に否定的な意見が増加するなど、市民の意識の変化は着実に進んでいます。一方で、社会のさまざまな場面で依然として男女平等と感じる人の割合が少ないことや、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状など、解決すべき課題も残されています。また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。加えて、性別による役割分担に基づく不安定な就労状況や経済的困難のほか、孤独、孤立など女性が抱える困難な問題は複雑化、多様化しています。

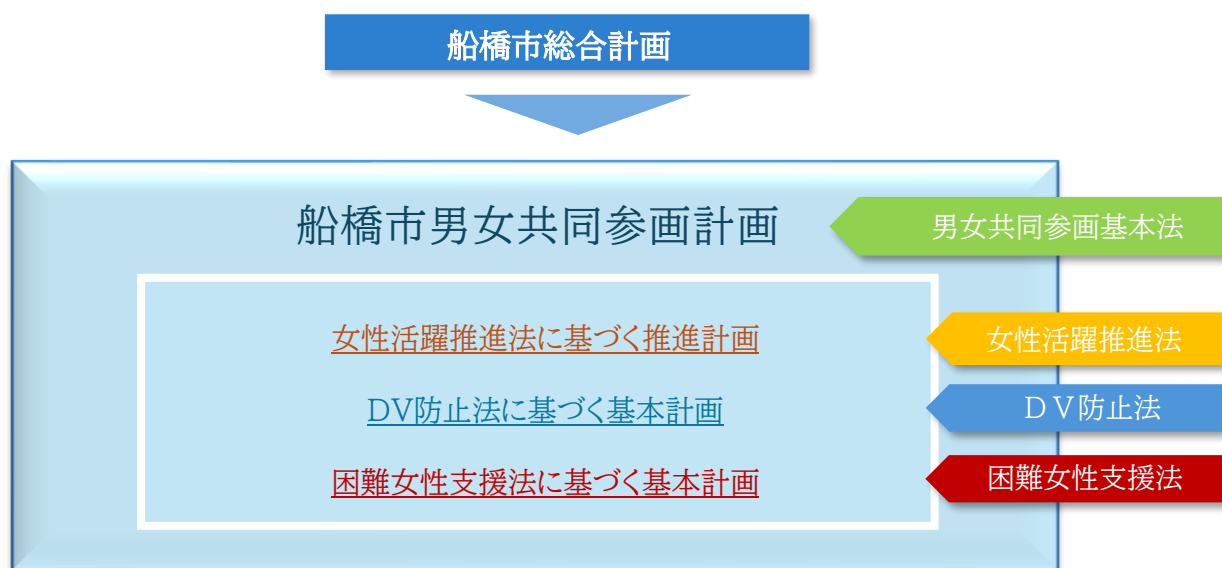
本市は、こうした状況を踏まえ、基本的には「第4次船橋市男女共同参画計画」（fプラン）を踏襲しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、市民アンケートや船橋市男女共同参画推進委員会からの意見を反映させ、パブリックコメントを実施した上で、関係法令や市の関係計画等との整合性を図るとともに国、県の計画を参考に「第5次船橋市男女共同参画計画」（fプラン）を策定することといたしました。

2 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定において策定が市町村の努力義務とされている市町村男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）第6条第2項に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という）第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

さらに、この計画は「船橋市総合計画」や本市の関連諸計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
第3次船橋市総合計画									
第4次船橋市男女共同参画計画									
					第5次船橋市男女共同参画計画				
					進捗 確認	進捗 確認	進捗 確認	進捗 確認	進捗 確認

4 計画の基本理念

男女共同参画社会の根底を成すのは、日本国憲法にうたわれるすべての国民の基本的人権の保障と男女平等です。

本市では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

(3) 政策立案、方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の政策あるいは方針の立案や決定の過程に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と社会生活の両立

家族を構成する男女が、話し合いによる協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動と、仕事、学習、地域、その他の社会生活における活動との両立が図られるよう配慮すること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進は国際社会での取組を十分理解して行うこと。



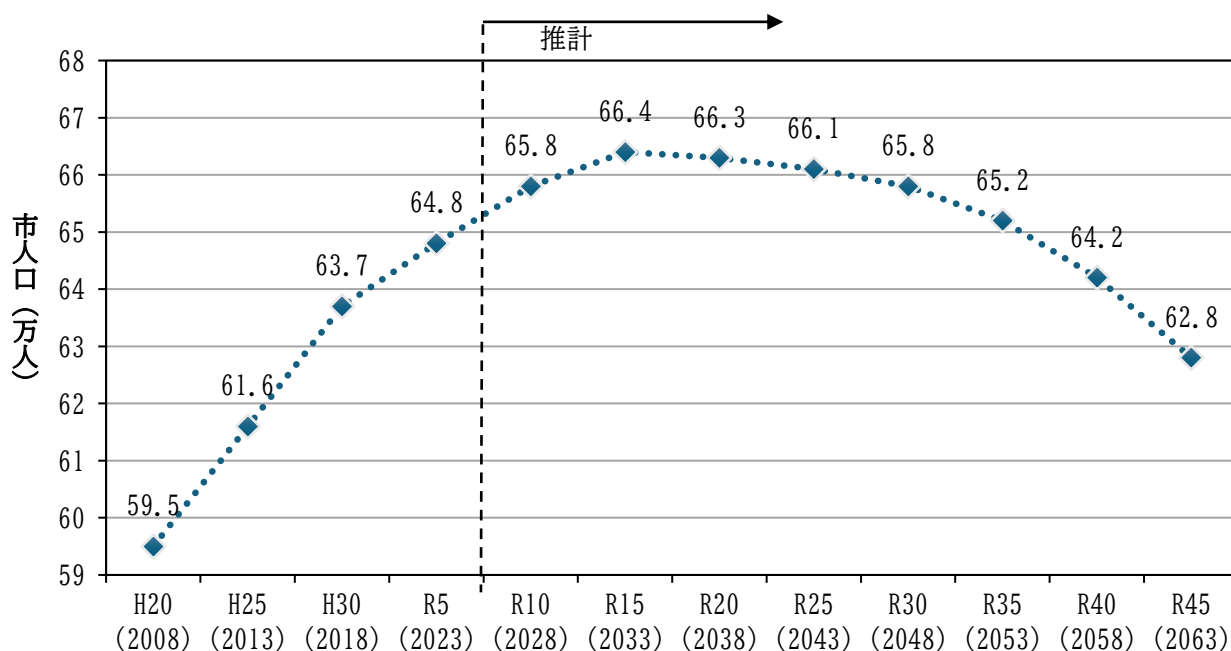
5 船橋市の現状

(1) 人口と世帯の動向

①総人口の将来推計

全国的に多くの地方公共団体が人口減少に転じる中、本市では、これまで堅調な人口増加が続き、令和8（2026）年4月現在の住民基本台帳人口は、中核市最大の65.4万人です。

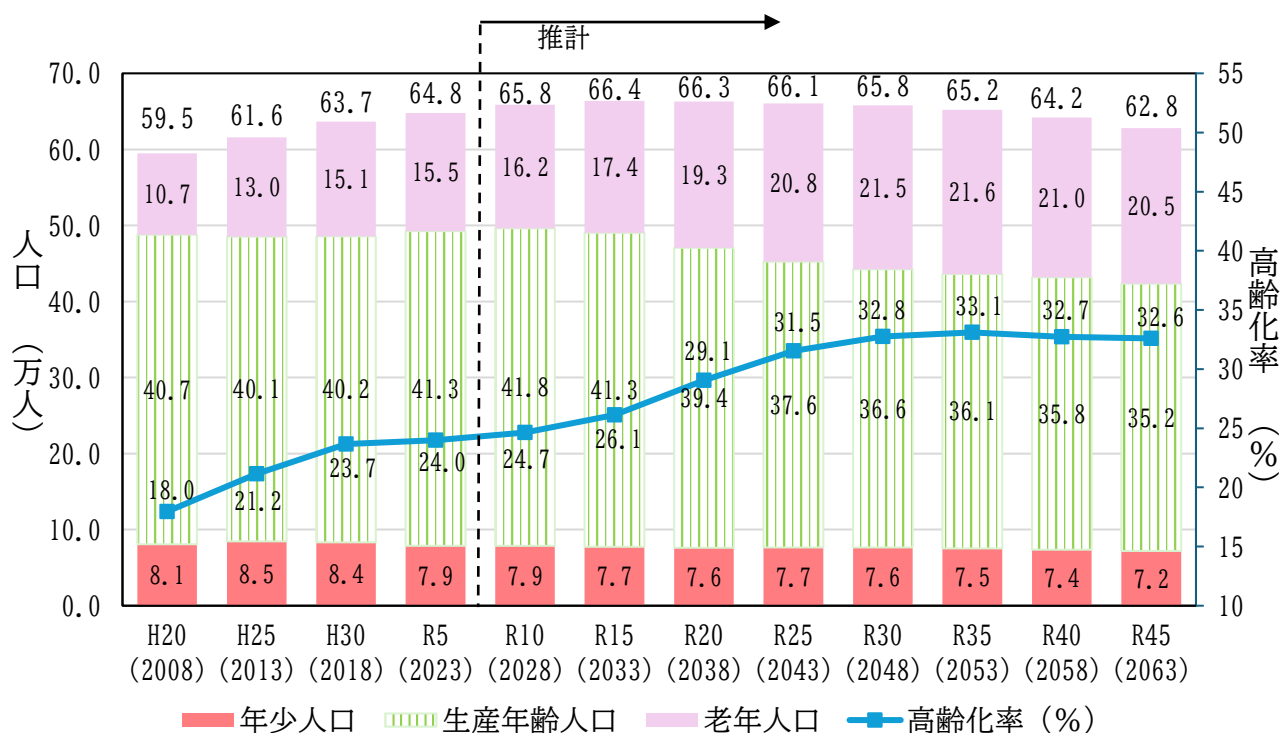
今後も、総人口は、令和15年（2033年）まで緩やかに増加を続け、66.4万人をピークに以降は減少し、令和25年（2043年）には66.1万人、令和45年（2063年）には62.8万人となる見込みです。



出所：船橋市人口推計調査報告書 第2版（令和元年5月）及び船橋市ホームページ「住民基本台帳」を基に作成

②年齢3区分別人口の推移

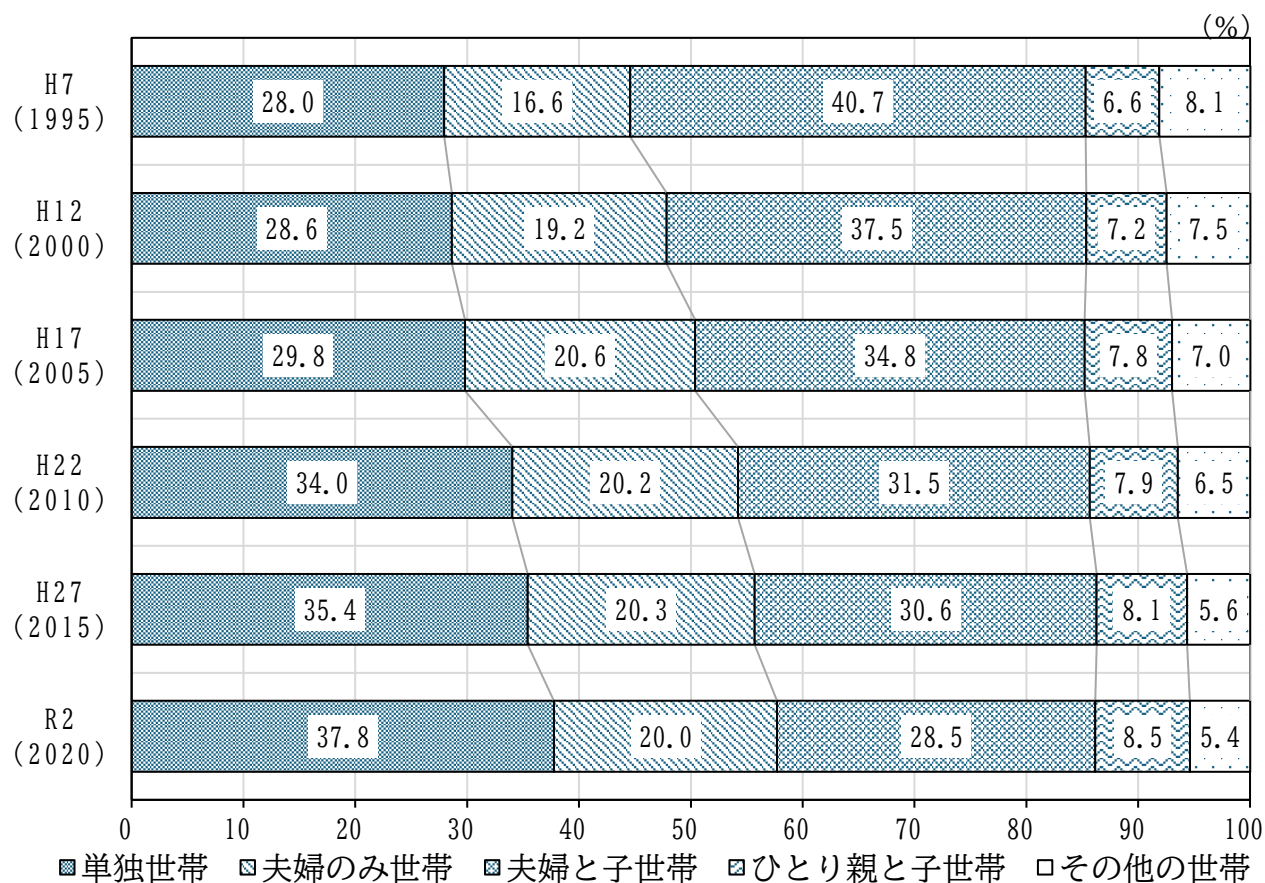
年少人口（15歳未満の人口）は、平成25年（2013年）の8.5万人をピークに減少に転じており、今後も緩やかに減少していく見込みです。生産年齢人口（15～64歳の人口）は、平成25年（2013年）の40.1万人から緩やかに増加を続け、令和10年（2028年）の41.8万人をピークに減少に転じる見込みです。高齢化率は、令和5年（2023年）に24.0%となっており、令和35年（2053年）まで増加を続けていく見込みです。



出所：船橋市人口推計調査報告書 第2版（令和元年5月）及び船橋市ホームページ「住民基本台帳」を基に作成

③世帯の家族類型の推移

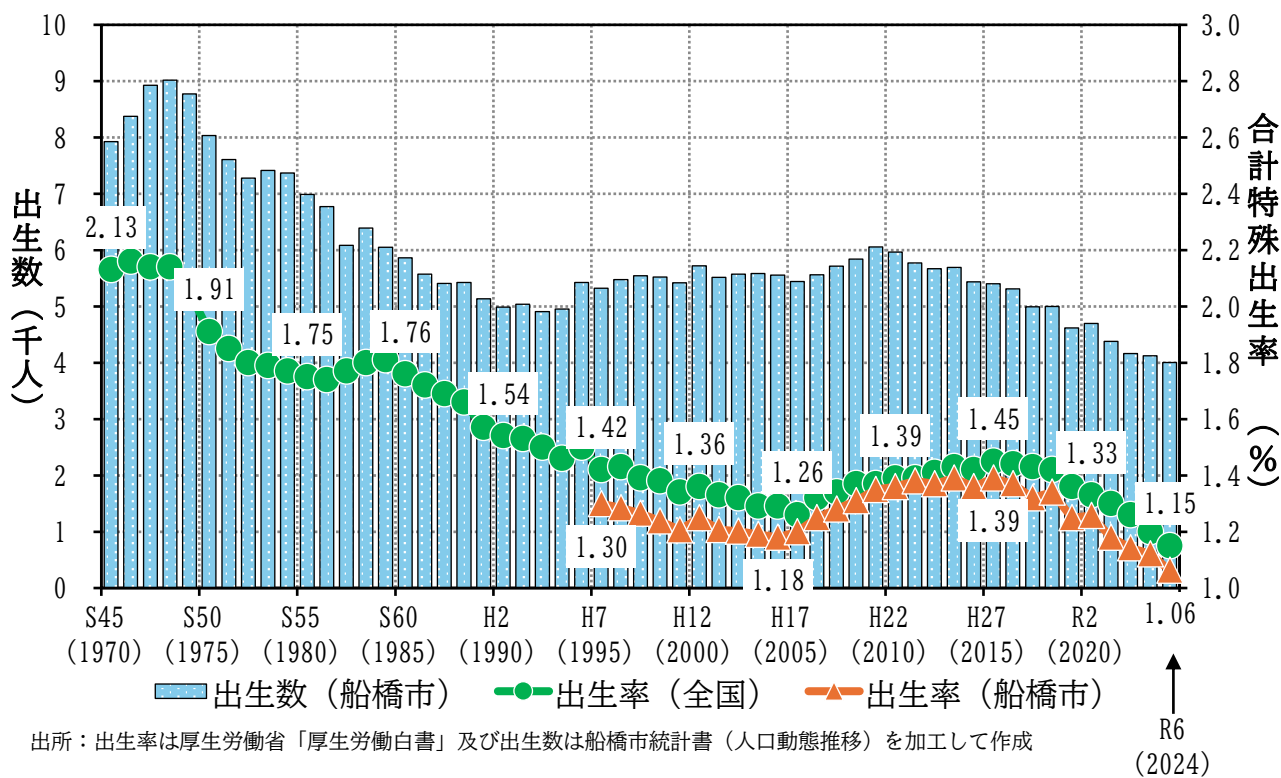
世帯の家族類型の推移では、夫婦と子世帯の割合は平成7年（1995年）に40.7%、令和2年（2020年）28.5%で減少傾向にあり、単独世帯の割合は平成7年（1995年）28.0%、令和2年（2020年）37.8%で増加傾向にあります。また、ひとり親と子世帯の割合も平成7年（1995年）6.6%、令和2年（2020年）8.5%で増加傾向にあります。



出所：国勢調査（世帯の家族類型別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員）より作成

④合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成7年（1995年）に1.30%でしたが、平成16年（2004年）に1.18%まで減少しました。その後は増加傾向にあり、平成27年（2015年）には1.39%となりましたが、再度減少傾向となり、令和6年（2024年）には1.06%になりました。



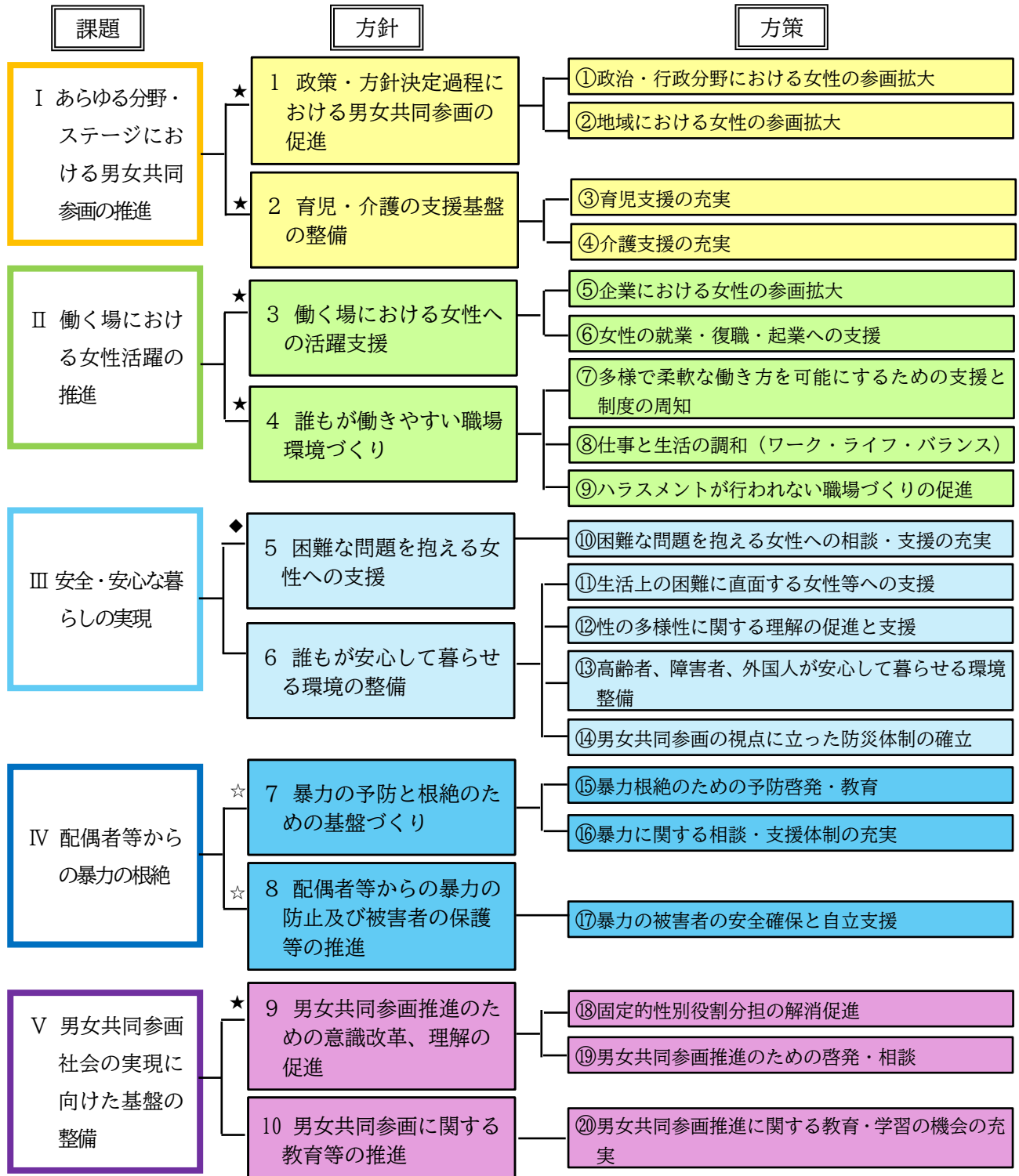
Ⅱ. 基本計画

Ⅱ. 基本計画

施策の体系

目指す姿

性別にかかわらず個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会



計画の総合的・効果的な推進

★・・・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

☆・・・DV防止法に基づく市町村基本計画

◆・・・困難女性支援法に基づく市町村基本計画

方策の方向性

I-1-①	01 女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する
I-1-①	02 市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する
I-1-②	03 女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う
I-1-②	04 女性の社会参加促進のための支援を行う
I-2-③	05 子育てに関する相談業務・情報提供の充実を図る
I-2-③	06 多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る
I-2-③	07 子育てに関する学習機会を提供する
I-2-③	08 地域における子育て支援事業の充実を図る
I-2-③	09 子どもの安全な通学経路等を確保する
I-2-④	10 介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する
I-2-④	11 地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する
II-3-⑤	12 女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う
II-3-⑥	13 女性の就業・復職・再就職及び起業の支援や制度の周知を行う
II-4-⑦	14 多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する
II-4-⑧	15 ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する
II-4-⑧	16 男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する
II-4-⑧	17 男性の育児休業の取得を促進する
II-4-⑧	18 男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する
II-4-⑧	19 不妊治療と仕事の両立を支援する
II-4-⑨	20 ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う
III-5-⑩	21 困難な問題を抱える女性の相談業務の充実や自立のための支援を行う
III-6-⑪	22 ひとり親家庭等に対して、相談業務の充実や自立のための支援を行う
III-6-⑪	23 若年無業者等が経済的に自立することができるよう相談業務の充実や就労・学習支援を行う
III-6-⑪	24 困難を抱える人への相談業務の充実や多様な主体間の連携による支援を行う
III-6-⑫	25 性的少数者への理解の促進を図る
III-6-⑫	26 性的少数者を支援する
III-6-⑬	27 地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う
III-6-⑬	28 障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う
III-6-⑬	29 障害者の就労を支援する
III-6-⑬	30 外国人を対象とした相談や学習機会を提供する
III-6-⑭	31 災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う
III-6-⑭	32 防災の現場における女性参画の拡大を図る
IV-7-⑮	33 暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する
IV-7-⑮	34 暴力がないまちづくりを進める
IV-7-⑯	35 暴力に関する相談業務の充実を図る
IV-8-⑰	36 暴力の被害者の安全確保を図る
IV-8-⑰	37 暴力の被害者の自立支援と関係機関との連携を行う
V-9-⑱	38 固定的性別役割分担意識の解消に関する意識啓発を行う
V-9-⑱	39 男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る
V-9-⑱	40 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援を行う
V-10-⑳	41 教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る

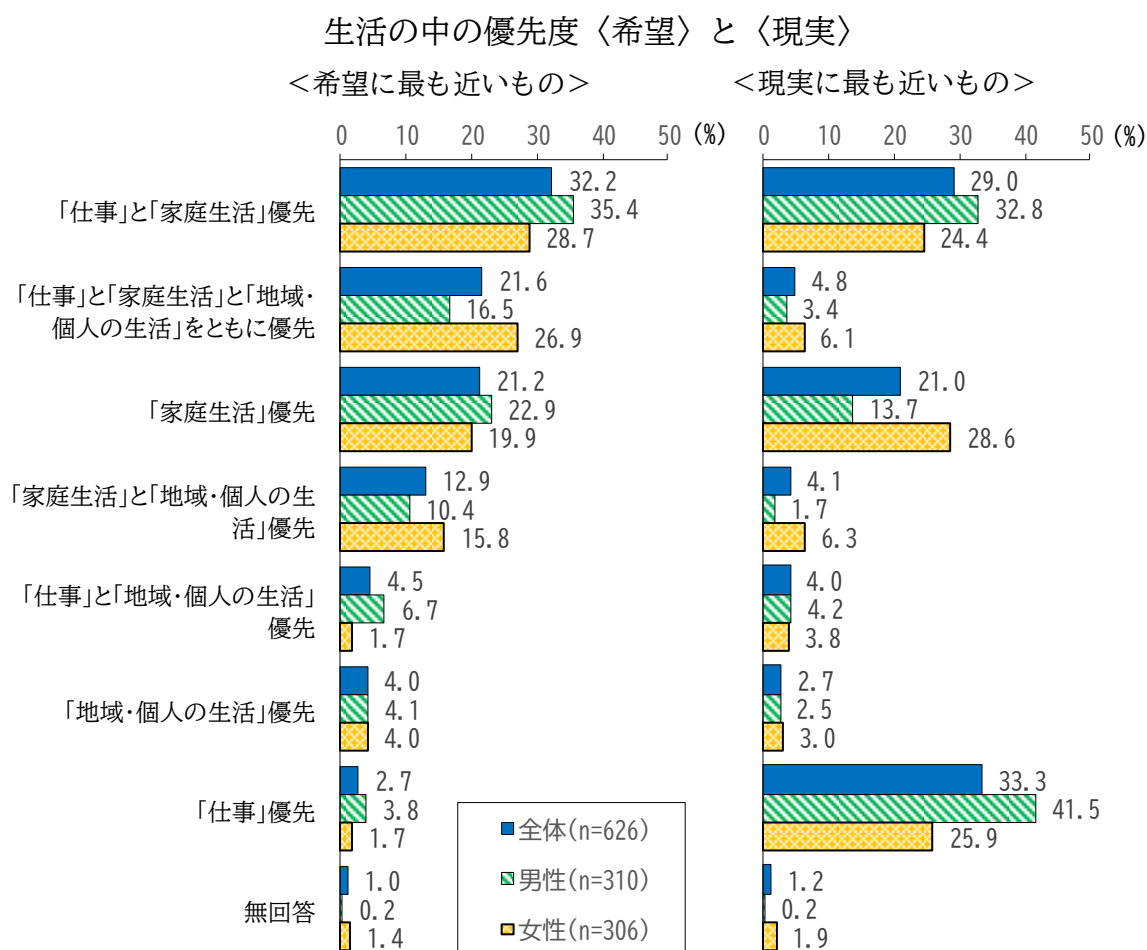
課題Ⅰ あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、お互いに責任を担うとともに、政策・方針決定過程に参画し、多様な意見を公平・公正に反映させ、均等に利益を享受できなければなりません。

政策・方針決定過程における男女共同参画について、あらゆる分野に女性が参画することは、多様な視点が加わり、様々な課題やニーズへの的確な対応が可能になるとともに、社会の活力を高めていくことにつながります。また、女性が活躍できるような環境づくりを進めることは、性別に関係なく能力を発揮できる社会の実現につながると考えられます。

誰もが、あらゆる分野に主体的に参画し、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる社会を目指すとともに、様々なライフステージに応じて、互いに協力し、支え合い、共に活躍できる社会を実現する必要があります。

また、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加等により、育児や介護における男性の役割がますます増えていくことが見込まれることから、性別に関わらず働きながら安心して育児や介護ができる環境整備を行うことが重要です。



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

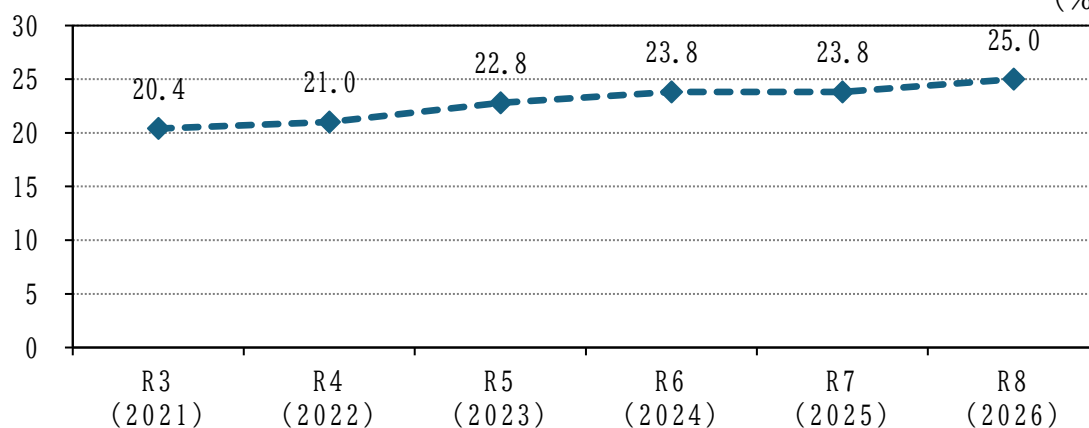
方針 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

第4次計画の計画期間において、市職員の管理監督職（課長補佐級以上）に占める女性の割合は増加傾向です。一方、本市における審議会等の女性の参画状況は、女性委員の割合は30%程度で横ばいとなっており、目標の40%には達していない状況です。

引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市職場において女性職員を管理監督職へ積極的に登用するとともに、市が設置する審議会等への女性委員の参画を推進し、企業においても女性が活躍できるよう啓発を行います。

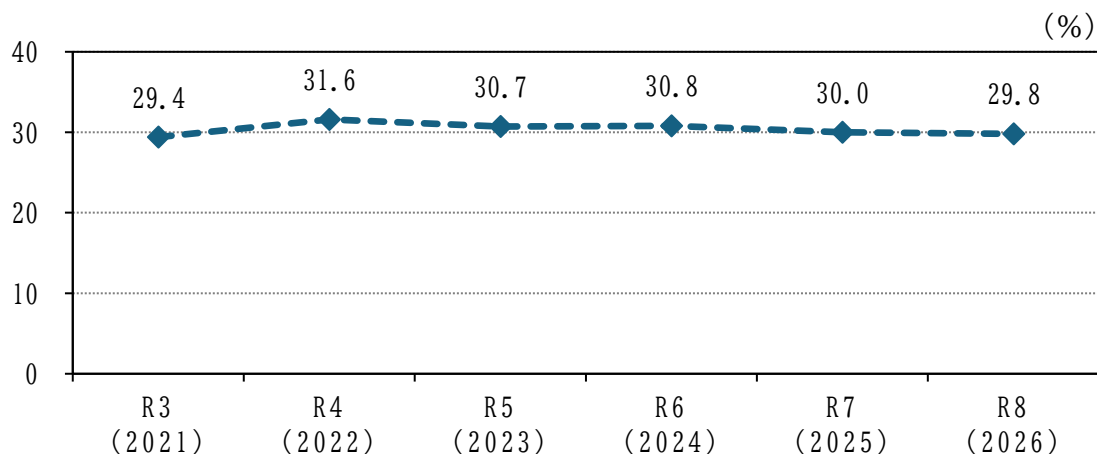
また、多様な住民が地域活動へ参画することは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、住民主体のまちづくりの活性化や持続可能なまちづくりを進める上で重要であり、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりや支援に取り組めます。

市職場における管理監督職（課長補佐級以上）の女性職員の割合（船橋市）
（%）



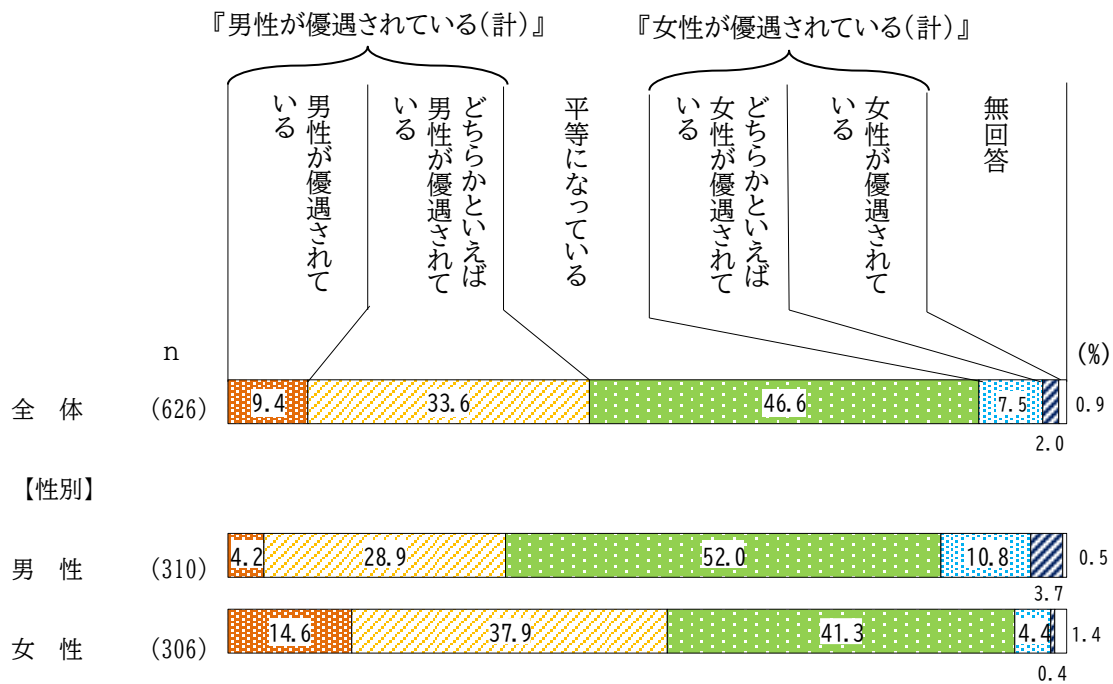
出所：人事課資料から作成（各年4月1日時点）

審議会等の女性委員の割合（船橋市）



出所：総務法制課資料から作成（各年4月1日時点）

地域の中で男女の地位の平等感



方策① 政治・行政分野における女性の参画拡大

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って女性職員の管理監督職への登用と人材育成を行います。また、市が設置する審議会等への女性の参画を推進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
01 女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する	1	市職場における管理監督職への女性の積極的登用	人事課
	2	市職場における女性職員のキャリア形成のための研修	人事課
	3	女性消防吏員の採用拡大に向けた積極的な広報等の取組	消防局総務課
02 市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する	4	市が設置する審議会等への積極的な女性委員の参画の促進	市民協働課 総務法制課
	5	農業委員会委員への積極的な女性委員の参画の促進	農業委員会事務局

方策② 地域における女性の参画拡大

女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを進めます。また、女性の社会参加促進のための支援を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
03 女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う	6	町会・自治会の意思決定過程への女性参画の促進（町会・自治会活動への参画の促進）	自治振興課
	7	市民活動団体における女性の参画の促進	市民協働課
	8	「ふなばし市民力発見サイト」の運営	市民協働課
04 女性の社会参加促進のための支援を行う	9	市が主催する事業への保育ヘルパー派遣	市民協働課
	10	公共施設のトイレ等への生理用品の設置	市民協働課
	11	女性用トイレ行列解消の取組	市民協働課
	12	公民館での講座の開催（女性の社会参加に資する講座）	公民館

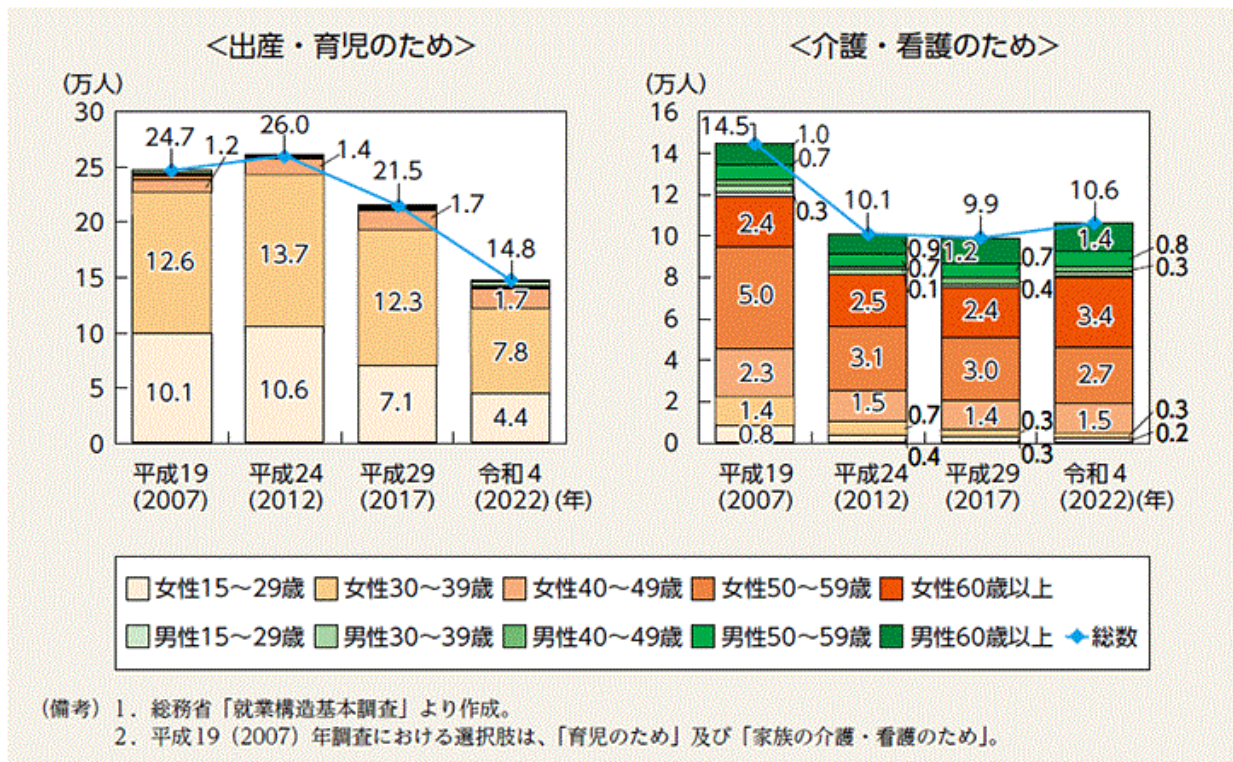
方針2 育児・介護の支援基盤の整備

令和4年就業構造基本調査結果（全国結果）では、過去1年間に前職を辞めた者について、離職理由別にみると、「出産・育児のため」とする者は、女性14.1万人（女性離職者のうち4.6%）、男性0.7万人（男性離職者のうち0.3%）、「介護・看護のため」とする者は、女性8万人（女性離職者のうち2.6%）、男性2.6万人（男性離職者のうち1.1%）となっています。

離職理由別の過去1年間の離職者の推移をみると、「出産・育児のため」とする離職者は減少している一方、「介護・看護のため」とする離職者は横ばいから増加傾向にあります。働きながら介護をするというワーキングケアラーの時代が到来しています。今後の更なる高齢化や生産年齢人口の急減予測を踏まえると、介護離職は大きな問題です。また、介護離職は企業にとっても大きな損失であるため、仕事と介護が両立できるように取り組んでいく必要があります。

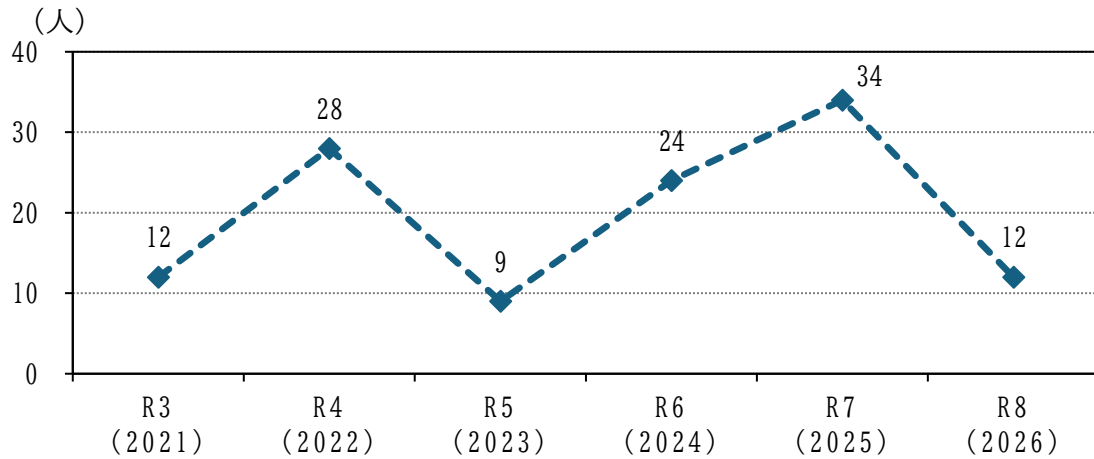
育児や介護をしながらも、自らの希望する生き方を実現できる環境や支援体制の整備に取り組めます。

育児・介護による離職者数の推移（全国、過去1年間の離職者）



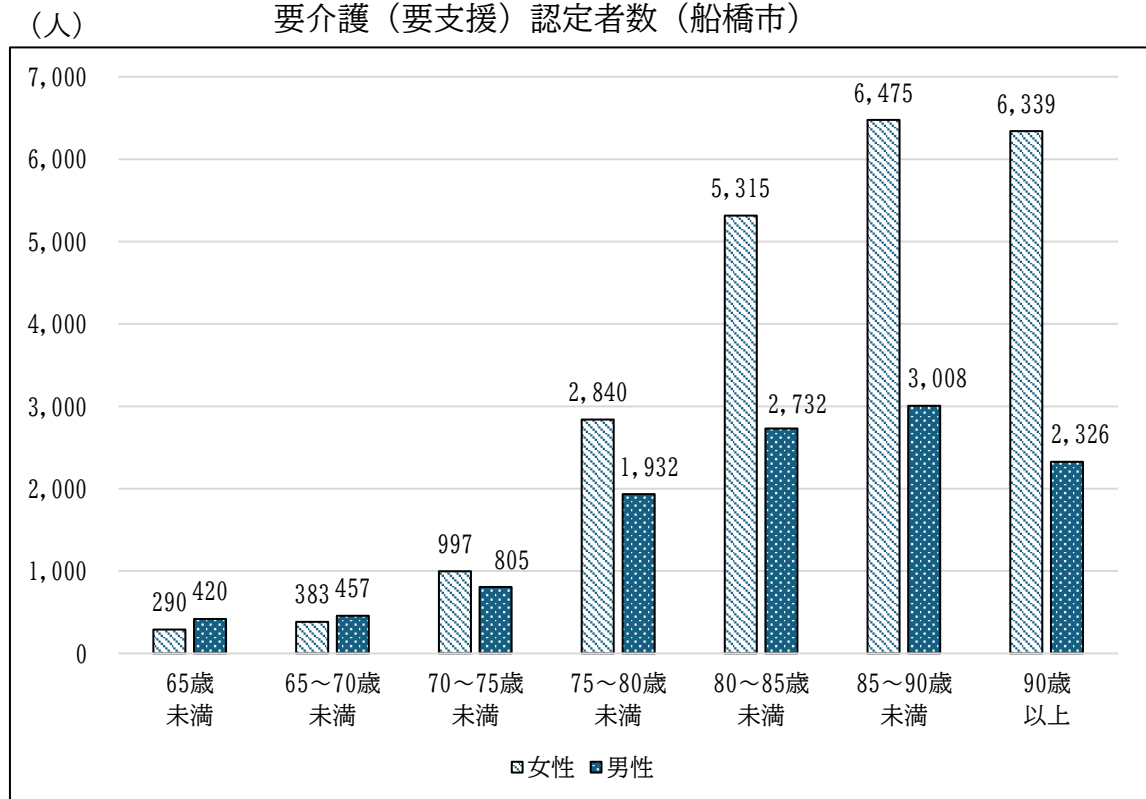
出所：令和6年版男女共同参画白書（内閣府）

保育所等の待機児童数（船橋市）



出所：保育運営課資料から作成（各年4月1日時点）

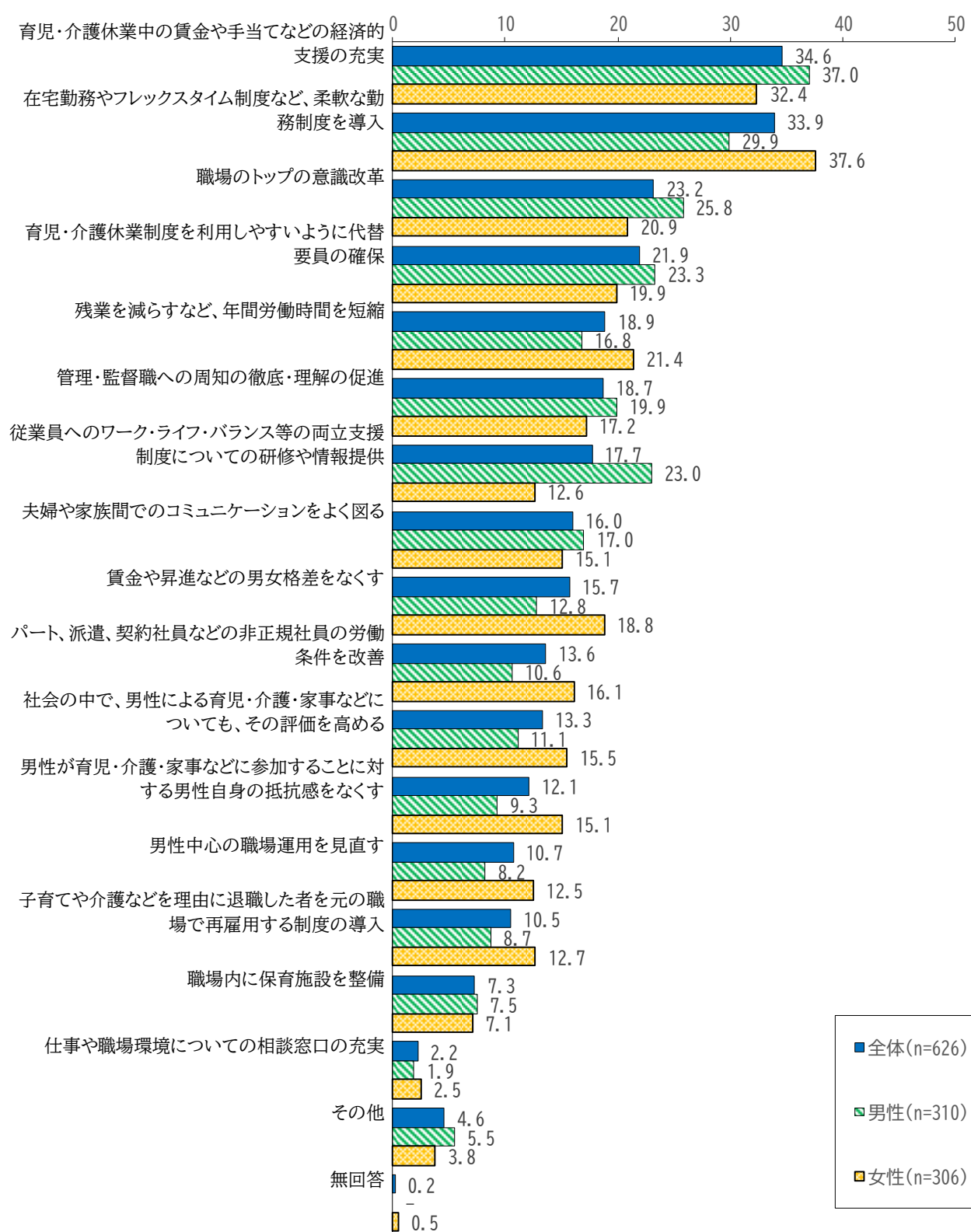
要介護（要支援）認定者数（船橋市）



出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」（令和8年3月末現在）から作成

仕事と家庭生活の両立に必要なこと

問 あなたは、男女がともに仕事と家庭生活を両立していくために、今後、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策③ 育児支援の充実

相談業務や保育サービス等の充実を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
05 子育てに関する相談業務・情報提供の充実を図る	13	スクールソーシャルワーカー配置事業	総合教育センター
	14	ふなばし健康ダイヤル 24	健康政策課
	15	子育てに関する情報の発信	こども政策課 地域子育て支援課
	16	こども家庭相談	こども家庭センター
	17	児童虐待通告・相談	児童相談所
	18	子育て相談	地域子育て支援課
	19	子どもの発達に関する相談	療育支援課
	20	市立全小学校・高等学校におけるスクールカウンセラーの配置	指導課
	21	教育相談	総合教育センター
	22	家庭教育相談	青少年課
	23	マザーズハローワークの周知	商工振興課
06 多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る	24	待機児童の解消に向けた保育所等の整備	保育運営課
	25	放課後ルーム事業	放課後児童支援課
	26	ファミリー・サポート・センター(育児)事業	地域子育て支援課
	27	子育て短期支援事業(ショートステイ)	地域子育て支援課
	28	家庭的保育への巡回	保育運営課
	29	発達支援保育の実施	保育運営課
	30	一時預かり・休日保育事業	保育入園課

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
06 多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る	3 1	病児・病後児保育事業	保育入園課
	3 2	認可外保育施設通園児補助金	保育入園課
	3 3	乳児等通園支援事業	保育入園課 保育運営課
	3 4	幼児教育・保育の無償化	学務課
07 子育てに関する学習機会を提供する	3 5	保育所での講座や教室の開催	保育運営課
	3 6	公民館での講座の開催（就学時健診等における子育て学習）	公民館
	3 7	公民館での講座の開催（家庭教育セミナー）	公民館
	3 8	公民館での講座の開催（子育て支援事業）	公民館
	3 9	地域における子育て支援のためのイベントの開催	市民協働課
08 地域における子育て支援事業の充実を図る	4 0	子育て支援センター・児童ホーム事業	地域子育て支援課
	4 1	船っ子教室（放課後子供教室）推進事業	放課後児童支援課
	4 2	船橋市社会福祉協議会が実施する「子育てする親が地域で交流する事業」に対する支援	地域福祉課
09 子どもの安全な通学経路等を確保する	4 3	地域の自主防犯活動等の防犯対策の推進	市民安全推進課
	4 4	市内巡回による犯罪の抑止	市民安全推進課
	4 5	交通事故防止のための交通安全対策の推進	市民安全推進課 保育運営課

方策④ 介護支援の充実

介護する人の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりに努めます。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
10 介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する	4 6	介護保険制度の周知	介護保険課
	4 7	一時介護料の助成	障害福祉課
	4 8	施設等への短期入所支援	障害福祉課
	4 9	日中一時支援	障害福祉課
	5 0	障害者（児）総合相談支援事業	障害福祉課
11 地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する	5 1	生活支援コーディネーターの配置	地域福祉課
	5 2	やすらぎ支援員訪問事業	高齢者福祉課
	5 3	地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケア推進課
	5 4	地域包括支援センターの周知	地域包括ケア推進課
	5 5	高齢者の地域の支え合いの体制づくり	地域包括ケア推進課
	5 6	認知症サポーター養成講座の開催	地域包括ケア推進課

課題Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

仕事をしたいと思っている人が、性別にとらわれることなく、自分の希望に沿った働き方を選択できる環境を整えていくことは、男女共同参画社会の実現のための重要な課題です。

国勢調査の結果による本市の女性の労働力率は、20 歳代後半から 30 歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字カーブを描いており、女性の出産・育児を理由とした離職が主な原因と考えられます。令和2年（2020 年）結果は平成 22 年（2010 年）結果に比べて女性就業率が全体的に上がってはいるものの、M字カーブの谷は見られる状況です。

また、女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消も未だ課題となっています。そのため、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、就業を中断した女性の意欲と能力を生かす再就職、さらには起業などの支援が必要です。

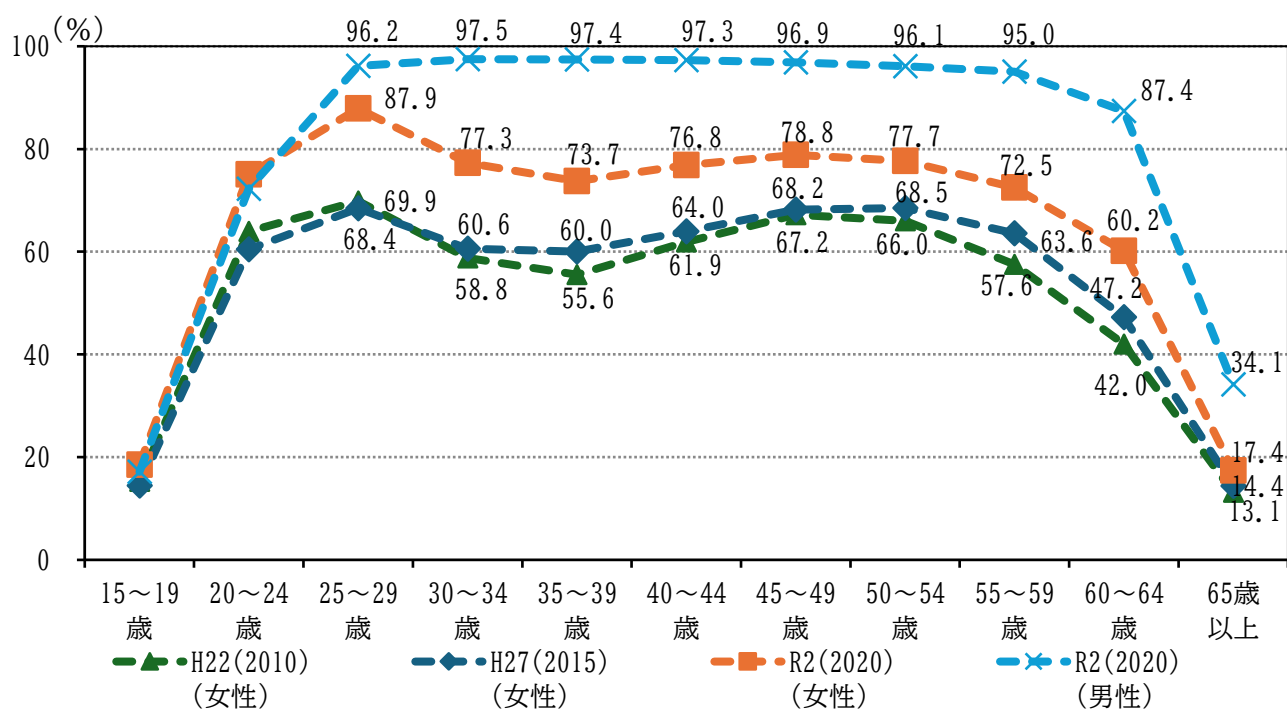
全国の男女間所定内給与格差の推移では、長期的には改善傾向にあるものの、男性に比べて女性の就業率の低さや非正規雇用率の高さが要因と考えられ、是正に向けた取り組みが必要です。

令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、家庭内の家事・育児・介護等の役割分担について、多くの人が理想は「夫と妻が同じくらい行う」と思いながらも、現実はお任せを除き「主に妻が行う」の割合が高い結果でした。

少子高齢社会を迎え、男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担い、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが重要ですが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っており、男性は、長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイルで、家事・育児に参加しづらい状況にあります。

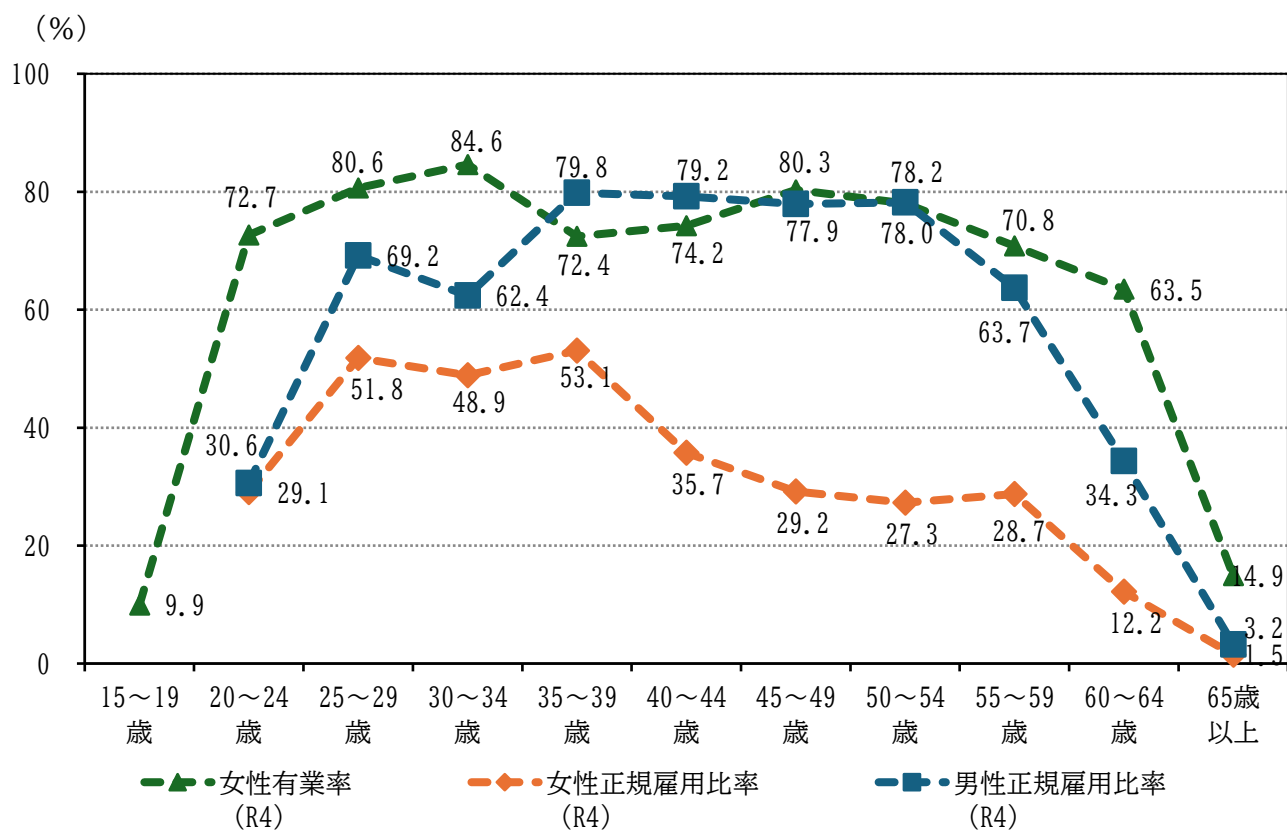
女性活躍推進法や働き方改革関連法の改正が進められる中、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進のため、誰もが働きやすく活躍できる職場づくり、仕事と家事・育児・介護等との両立支援や多様な働き方の推進、男性の家事・育児・介護等への参画の推進を行うことが必要です。

年齢階級別労働力率（船橋市）



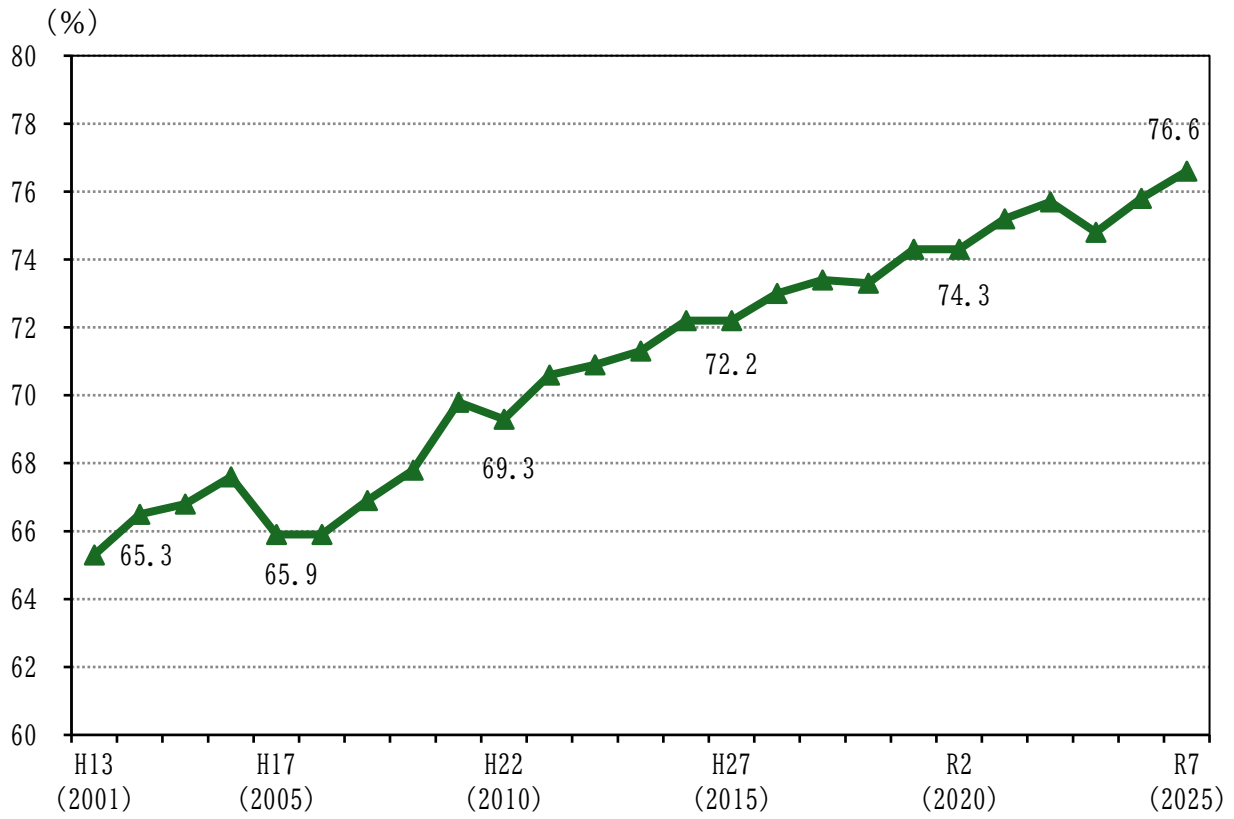
出所：国勢調査結果（総務省統計局）より本市作成

年齢階級別正規雇用比率（船橋市）



出所：就業構造基本調査（総務省統計局）より本市作成

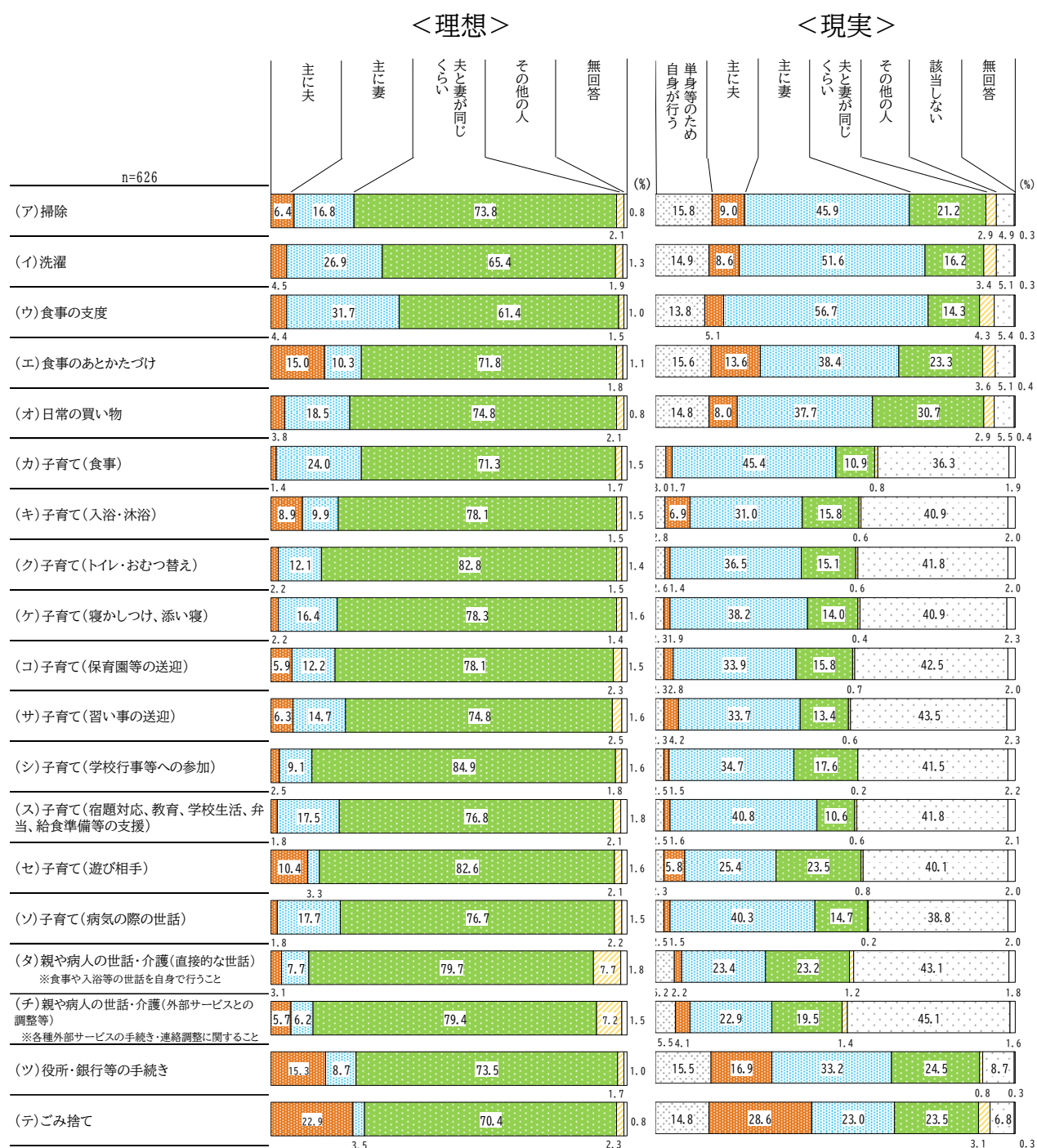
男女間所定内給与格差の推移（全国）



出所：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）より本市作成

夫婦の役割分担

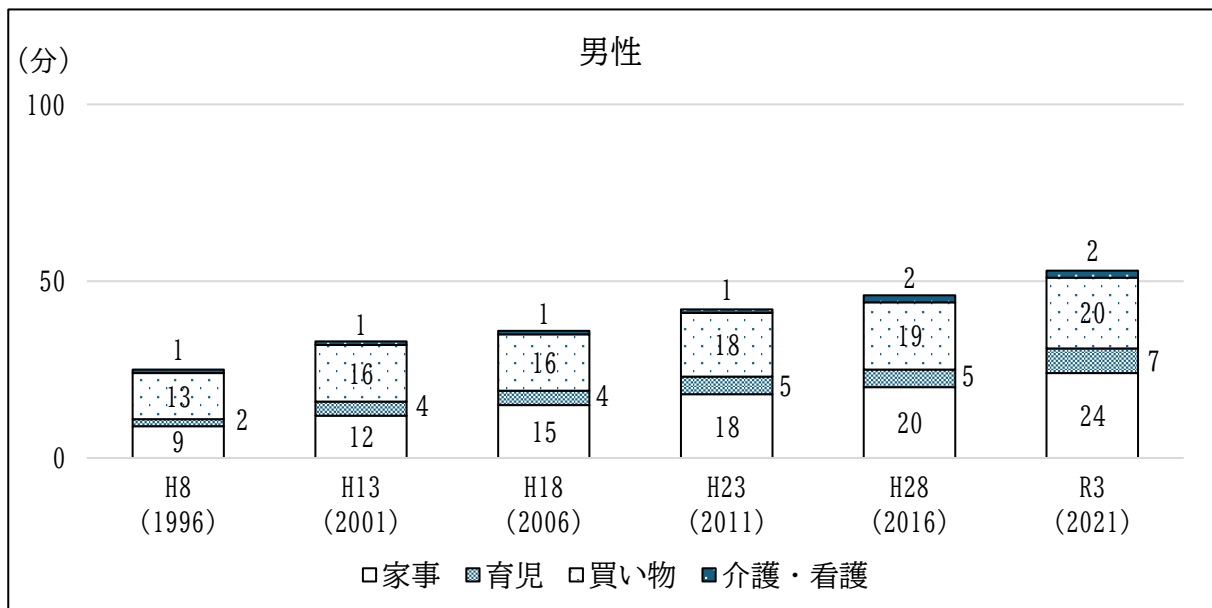
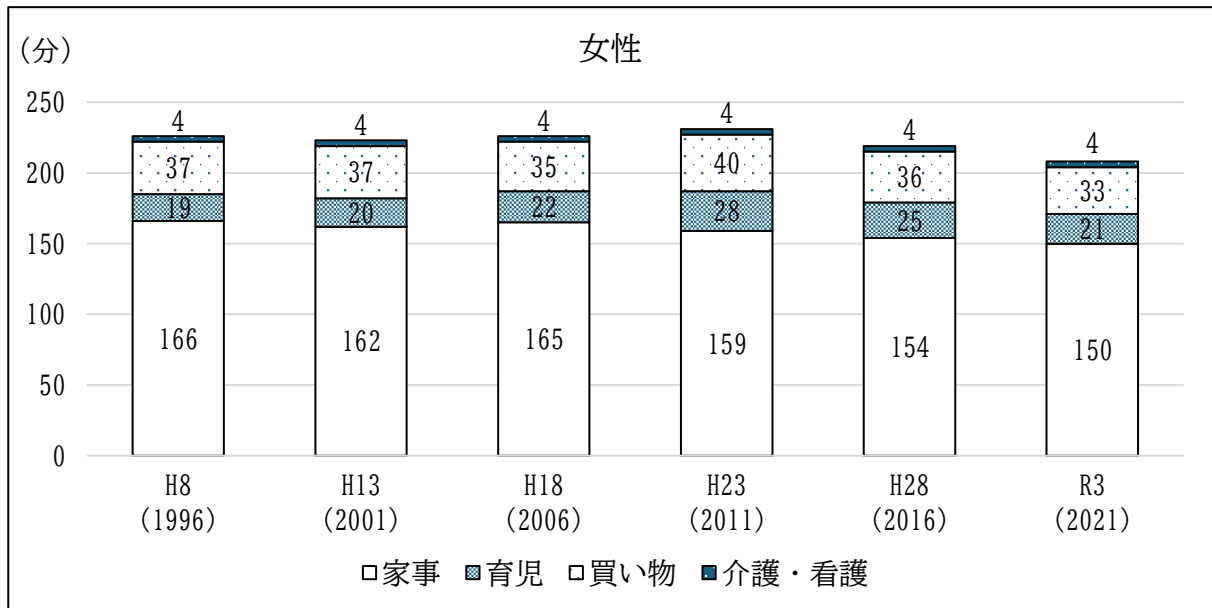
問 日常的な事柄は主に誰がするかについて、“夫婦が同居する場合”に『理想と考えるもの』と『現実
に最も近いもの』を選んでください。(それぞれ1つずつ)



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

家事関連時間（千葉県）

10歳以上の人が「家事」、「育児」、「買い物」、「介護・看護」を行っている時間（週全体平均）



出所：総務省「社会生活基本調査」

方針3 働く場における女性への活躍支援

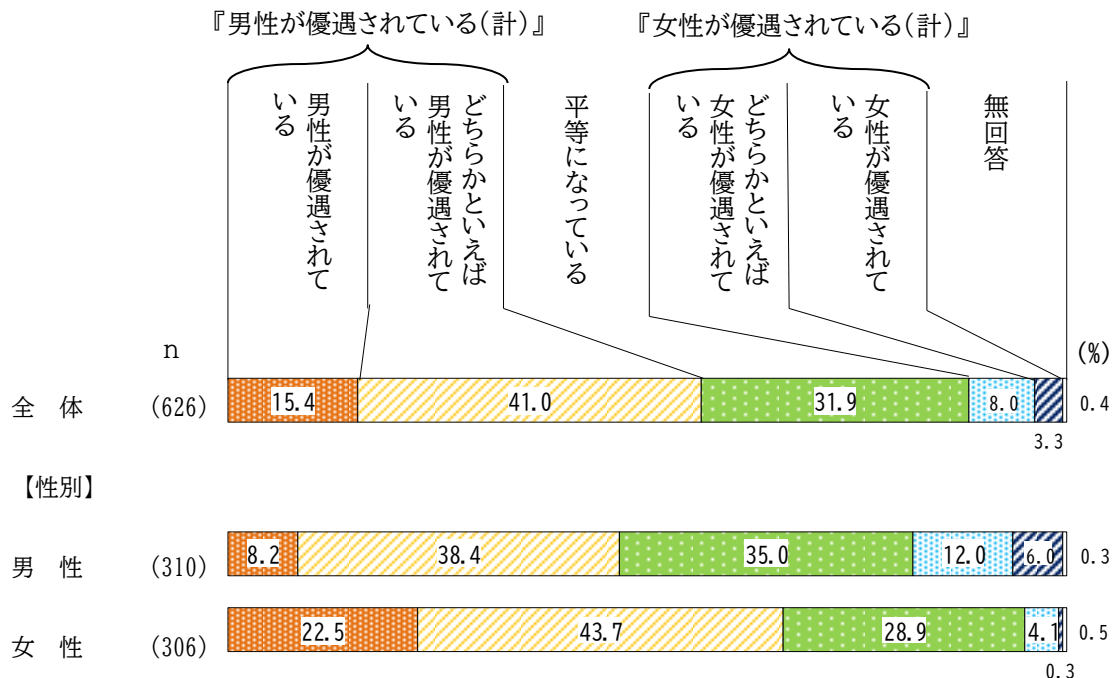
令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、職場における男女平等について聞いたところ、全体で「平等になっている」と答えた人は31.9%で令和2年度結果の25.5%よりも増加していますが、「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と答えた人は56.4%でした。

同じく、令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、事業所（企業）において女性の活躍を推進する上での課題について、「女性は育児・介護等による制約が多い」と答えた人が全体で最も多く50.7%で、女性においては67.1%でした。次いで、「時間外労働が多い、または深夜労働がある」「出張や全国転勤がある」「ロールモデル（ほかの従業員の手本となる人物）がいない」と続く結果でした。

継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、就業を中断した女性の意欲と能力を十分に発揮できる再就職、さらには起業などの支援が必要です。

職場における男女共同参画の実現のため、企業における女性の参画拡大の取組や女性の就業・復職・起業への支援に取り組みます。

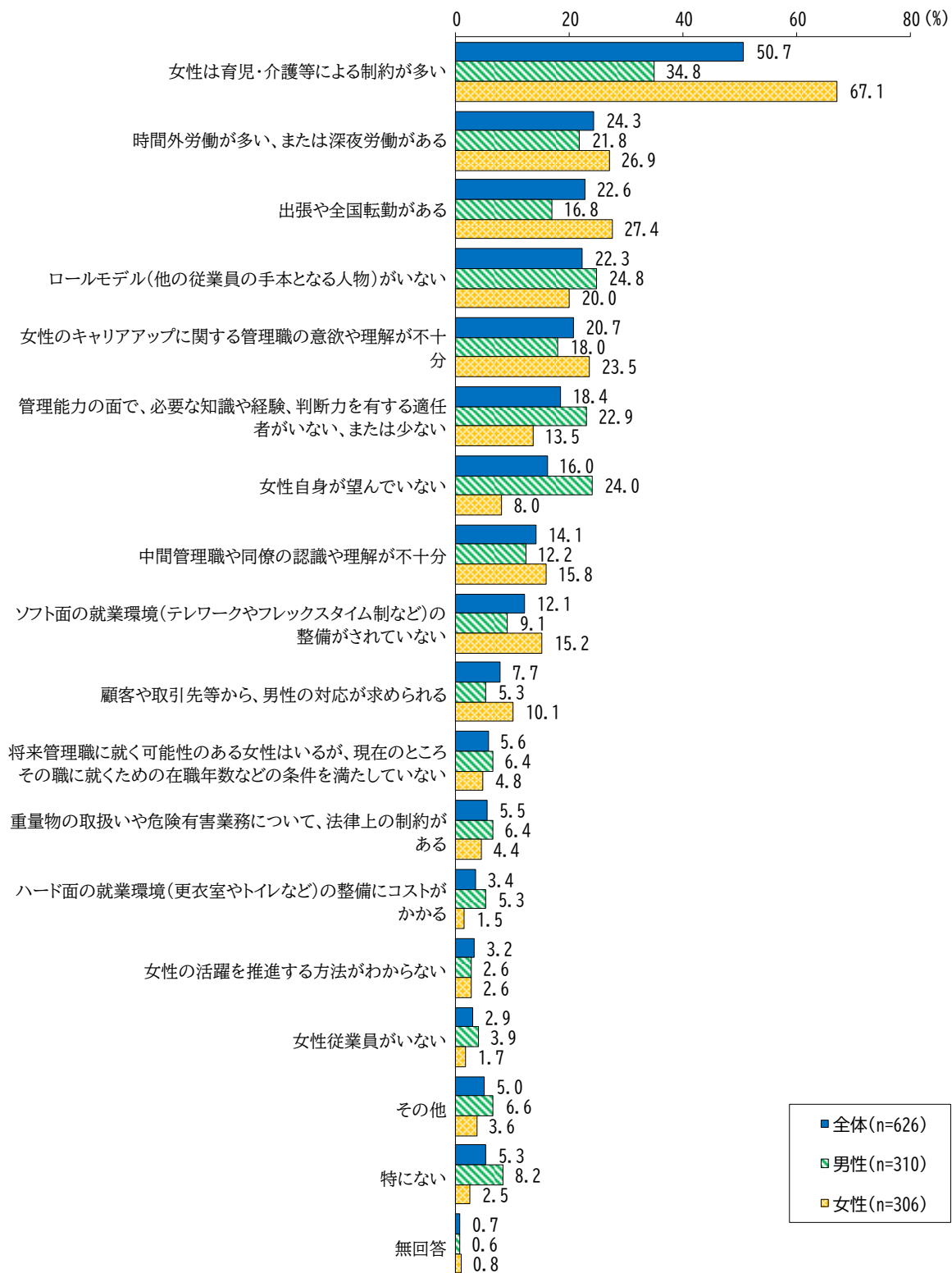
職場における男女の地位の平等感



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

事業所（企業）において女性の活躍を推進する上での課題

問 あなたは、事業所（企業）において女性管理職を増やすことを含め、女性の活躍を推進する上でどのような課題があると思いますか。（3つまで）



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑤ 企業における女性の参画拡大

企業に対し、女性の活躍推進に関する情報提供と、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する周知を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
12 女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う	5 7	企業における女性の活躍推進のための講座等の開催	市民協働課 商工振興課
	5 8	企業における女性活躍推進法、行動計画策定の周知	商工振興課

方策⑥ 女性の就業・復職・起業への支援

就業や起業を望む女性がそれぞれの希望に沿った働き方ができるよう学習機会の充実や制度の周知を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
13 女性の就業・復職・再就職及び起業の支援や制度の周知を行う	5 9	女性の起業・再就職を支援するための講座等の開催	商工振興課

方針４ 誰もが働きやすい職場環境づくり

性別にかかわらず、仕事と家庭の二者択一を迫られることなくその能力を十分に発揮するとともに、正当な評価と報酬を得られる社会の実現に向け、引き続き雇用の方等における機会や賃金の男女格差の解消を目指す必要があります。

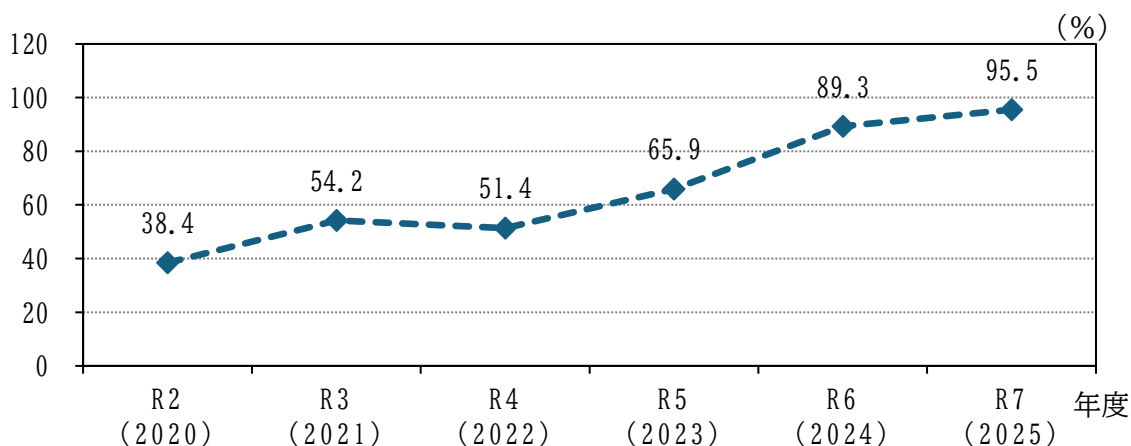
ワーク・ライフ・バランスがとれた生活は一人一人の健康を維持し、生涯を通じて子育て・介護との両立や自己実現を可能にするなど、個人の生活を豊かにするだけでなく、男性の家庭参画が女性の社会参画を後押しし、多様な人材が活躍する持続可能で活力ある社会の構築につながるものです。男性も女性も仕事と家庭生活を両立できるハラスメントがない誰もが働きやすい環境づくりが求められています。

また、女性の多様な働き方の支援や、共働き世帯における女性の家事・育児等の負担感を軽減するため、男女がともに家事・子育て・介護等を担い、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが必要です。

市職場における男性職員の育児休業取得率は、令和２年度は38.4%（１日以上取得率）でしたが、令和７年度には95.5%（１週間以上取得率）となり、大きく上昇しました。これまでの計画での取り組みや、男性の育児参加に対する社会的価値観の変容が要因と考えられます。この実績を踏まえ、本計画では、「市職場における男性職員の育児休業（２週間以上）取得率85%」を新たな目標として掲げ、継続的に取り組みを進めます。

また、働き方に対する意識変革と合わせて男性の家庭参画を促し、男性中心型労働慣行の是正とワーク・ライフ・バランスの実現に向け、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めます。

市職場における男性職員の育児休業取得率の推移（船橋市）



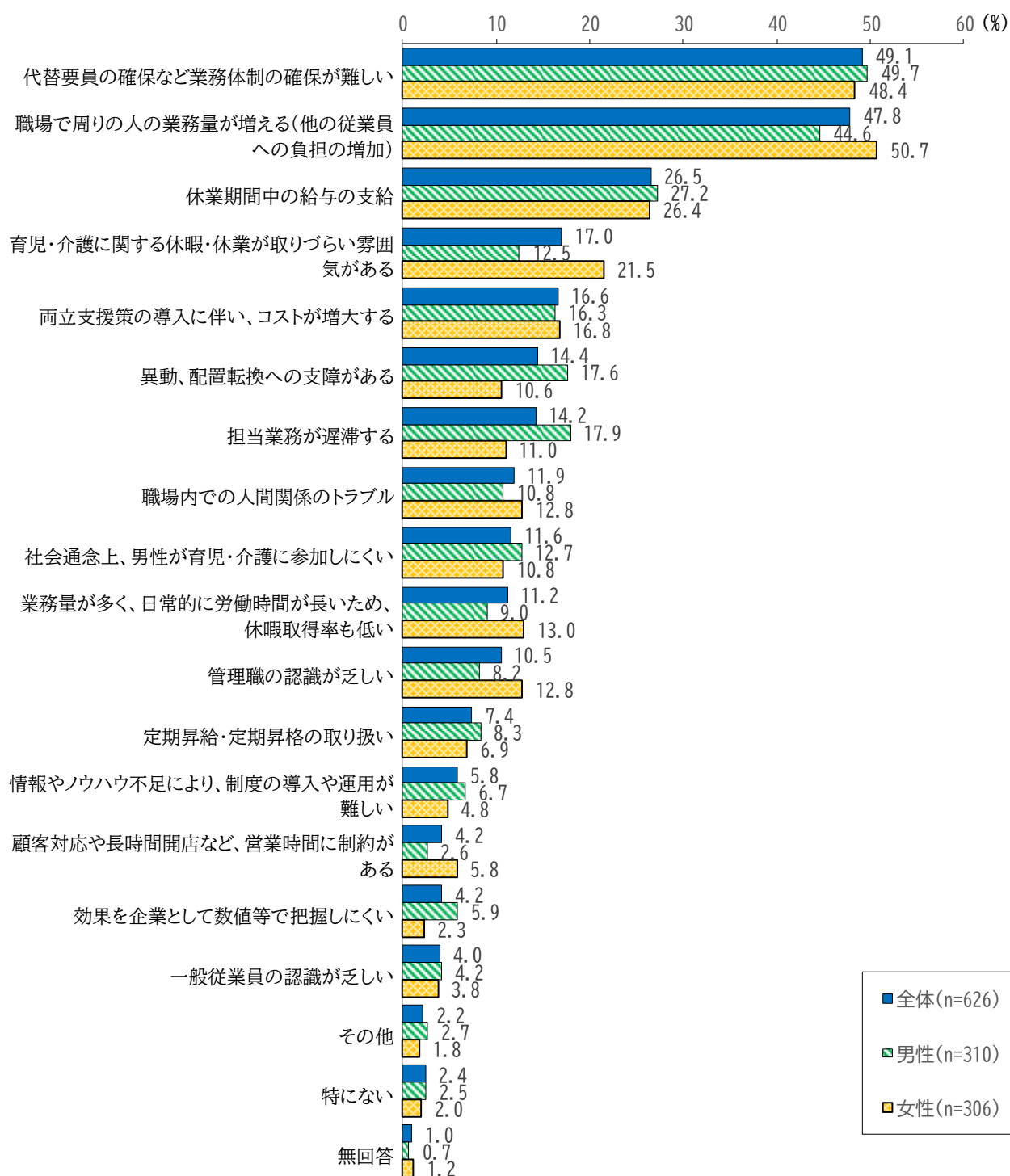
出所：人事課資料から作成

※R2～R4 年度は市職場における男性職員の育児休業（１日以上）取得率

※R5～R7 年度は市職場における男性職員の育児休業（１週間以上）取得率

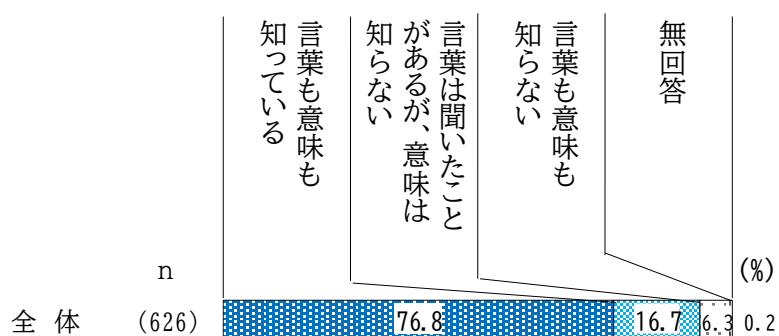
仕事と育児・介護の両立支援への取組の課題

問 あなたは、事業所（企業）が仕事と育児・介護の両立支援に取り組んだ場合、どのような課題があると思いますか。（3つまで）



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知度



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑦ 多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知

職業生活において男女の平等な機会と待遇の確保が図られるよう法令・制度の周知を行います。また、女性の起業や再就職を支援します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
14 多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する	60	市職場における育児・介護休業制度の周知・普及	人事課
	61	各種法令・制度の周知のための講座等の開催	市民協働課
	62	男女の雇用機会均等を図るための企業・雇用主向け講座等の開催	市民協働課
	63	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の制度の周知	商工振興課 地域保健課

方策⑧ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について積極的な意識啓発や学習の機会を提供します。また、男性の子育てや介護への参画を推進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
15 ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する	64	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等の開催	市民協働課
	65	ワーク・ライフ・バランス推進のための企業・雇用主向け講座等の開催	市民協働課 商工振興課
	66	企業・雇用主に向けた労働局等からの情報の周知	商工振興課
16 男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する	67	男性の子育てへの参画促進のための講座等の開催	市民協働課
	68	パパ・ママ教室の開催	地域保健課
17 男性の育児休業の取得を促進する	69	市職場における男性の育児休業取得促進	人事課
18 男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する	70	男性の介護への参画促進のための講座等の開催	市民協働課
19 不妊治療と仕事の両立を支援する	71	不妊・不育専門相談	地域保健課

方策⑨ ハラスメントが行われない職場づくりの促進

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワーハラスメント等、職場におけるハラスメント防止のための啓発を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
20 ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う	72	市職場におけるハラスメント防止のための研修	人事課
	73	ハラスメント防止のための講座等の開催	市民協働課

課題Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の実現には、誰もがその人権を尊重され、様々な社会的特性をもつ方々が安心して暮らせる社会であることが重要です。

困難女性支援法に基づく国の基本方針及び千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画において定められた困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施にあたり、本市においては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等へのつなぎ等を適切に実施する必要があります。

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業、健康面等、多くの課題を抱え、経済的に厳しい状況に置かれている方も少なくなく、生活の安定と養育されるこどもの健全な成長のため、個々の状況に応じてきめ細かく対応する必要があります。

性的少数者については、令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、性的少数者の方が社会的な差別や偏見を受けていると思うか聞いたところ、「そう思う」と40.1%の人が答えています。性的少数者が安心して暮らせるよう、引き続き、性の多様性に関する理解を進めていくことが必要です。

性別や年齢、国籍、障害等に起因する差別や偏見、多様な性の在り方に対する不寛容などを背景に生きづらさを感じている人々も顕在化してきており、これらの人々が自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められています。

誰もが安全に、安心して暮らすことができるよう、困難を抱える人々の実情に応じた適切な相談支援や就労支援、理解の普及等に取り組むとともに、災害時における多様な人々への配慮を踏まえた地域防災力等に取り組むことが必要です。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター (旧名：婦人相談所)

女性相談支援員 (旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設 (旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を助成。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

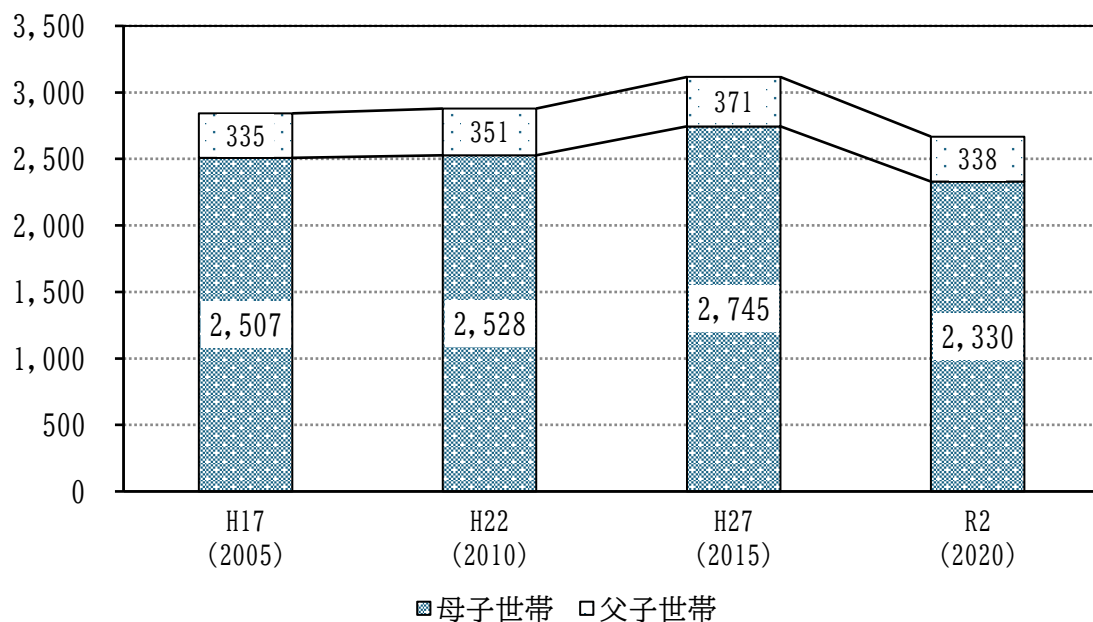
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

6

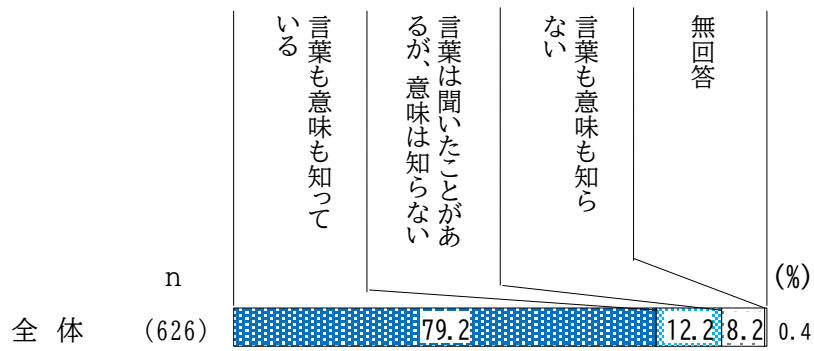
出所：厚生労働省資料

(世帯) ひとり親世帯の推移(船橋市)



出所：国勢調査結果(総務省統計局)より本市作成

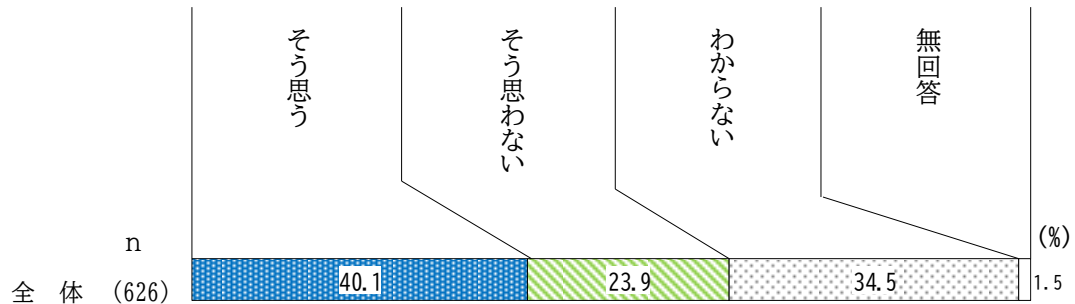
性的少数者の周知度



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

性的少数者への差別や偏見の有無

問 あなたは、性的少数者が社会的な差別や偏見を受けていると思いますか。（1つだけ）



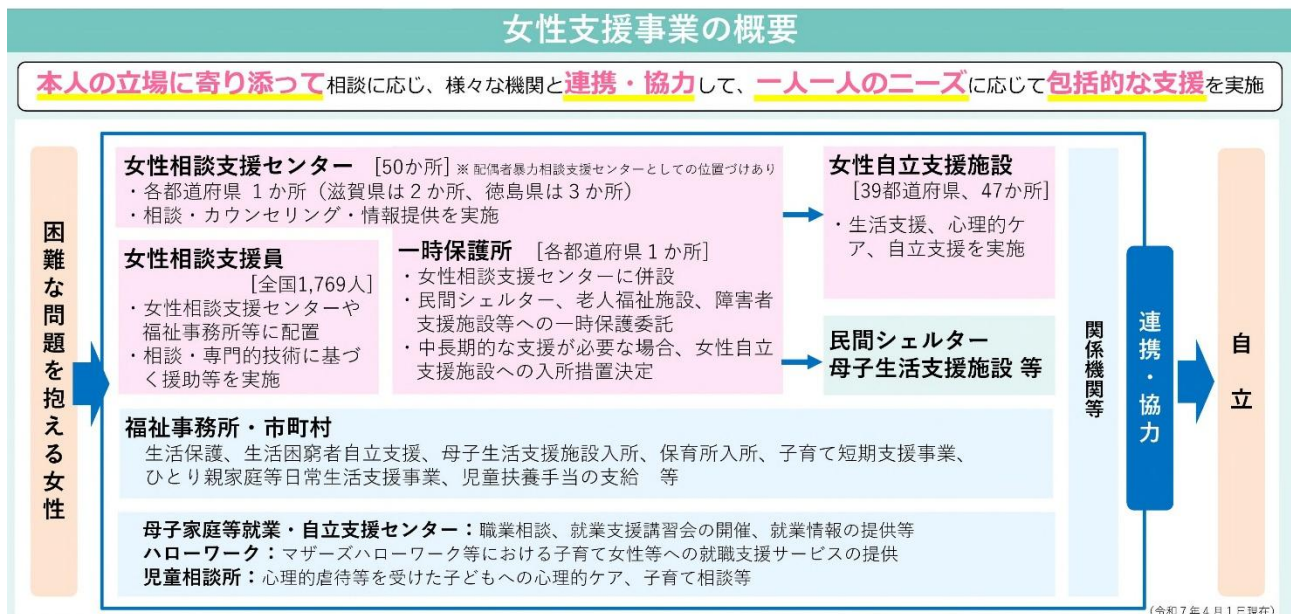
出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方針5 困難な問題を抱える女性への支援

困難女性支援法では、支援等の対象となる女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。困難女性支援法は、そもそも、女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となる、とされています。

困難な問題を抱える女性は、悩みを他者に言えない場合や困難に気付いていない、または気付きを避けている場合もあると考えられます。

そのため、困難な問題を抱える女性に寄り添い傾聴すると同時に、支援を必要とする方に確実に支援が届く体制を構築する必要があります。



出所：厚生労働省資料

方策⑩ 困難な問題を抱える女性への相談・支援の充実

船橋市では、女性のための総合相談窓口として女性相談室を設置し、女性相談支援員を配置しています。

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとって、最も身近に相談できる市の相談員として、丁寧に相談に応じるとともに相談者に寄り添いながら、自立のための支援を行っています。支援が必要な女性に対しては、関係機関と連携し、適切な支援先へつなげられるよう協議を行います。

また、困難な問題を抱える女性ができる限り早期に相談窓口につながるよう、相談窓口周知カードの配布等により窓口の周知を行うとともに、千葉県の実施するアウトリーチ等の事業や民間団体との連携を図るなど、必要な支援の提供に努めます。

これらの取り組みを通して、多様化、複雑化、複合化した困難な問題を抱える女性に対し、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することに加え、行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、早期かつ切れ目ない支援を行うことを目指します。

また、本市の女性相談支援員、千葉県の女性相談支援センター、女性自立支援施設の三機関は、定期的な意見交換の実施により連携関係を深めるよう努めます。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
21 困難な問題を抱える女性の相談業務の充実や自立のための支援を行う	74	女性相談	こども家庭センター
	75	女性相談支援員の研修への派遣	こども家庭センター
	76	困難な問題を抱える女性の一時保護	こども家庭センター
	77	情報管理の徹底	こども家庭センター
	78	自立支援のための情報収集と情報提供	こども家庭センター
	79	民間支援団体との連携	こども家庭センター
	80	相談窓口周知カードの配布等による相談窓口の周知	市民協働課

方針6 誰もが安心して暮らせる環境の整備

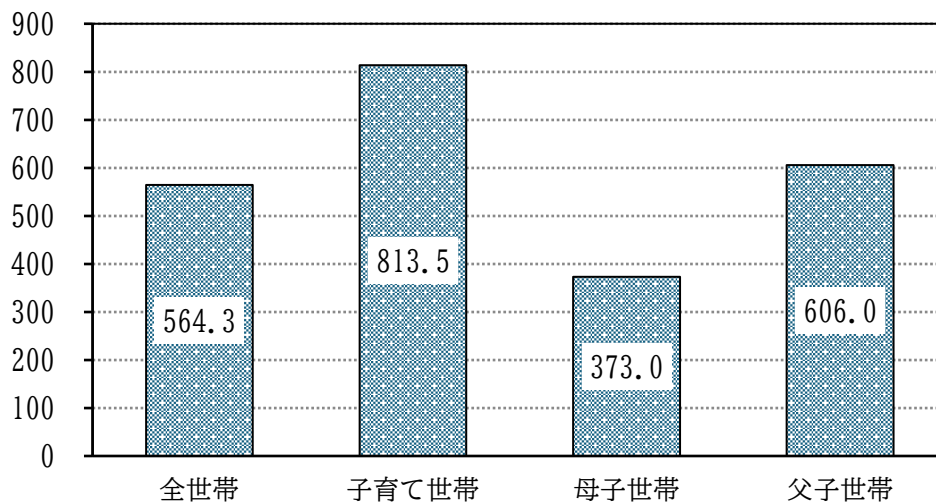
ひとり親家庭の親子や若年無業者等が社会的・経済的に安心して生活できるよう自立のための支援を行うとともに、それぞれの状況に応じた就労等の支援を行います。

性的少数者が差別されることなく地域で安心して暮らせるよう、性の多様性に関する理解を促進するとともに当事者への支援を行います。

また、高齢者、障害者、外国人が社会の一員として安心して暮らせるよう支援します。

近年、風水害や地震などの災害が多発しています。災害時の備えとしては、男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう意識啓発を行うとともに、地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場に女性の参画拡大を図ります。

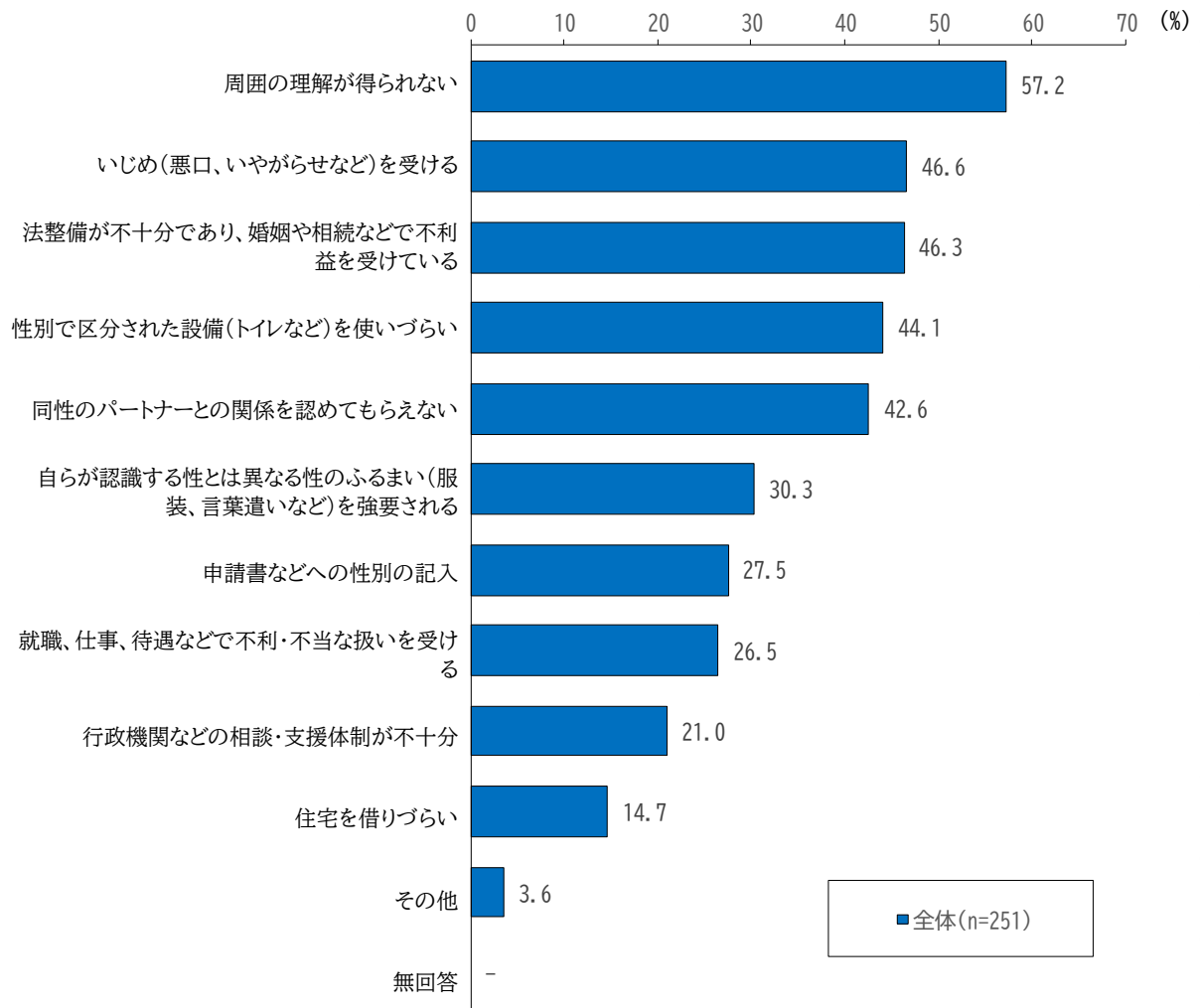
(万円) 令和2年(2020年)の世帯類型別平均年間収入(全国)



出所：全世帯と子育て世帯は「2021年国民生活基礎調査」、

母子世帯と父子世帯は「2021年度全国ひとり親世帯等調査」より本市作成

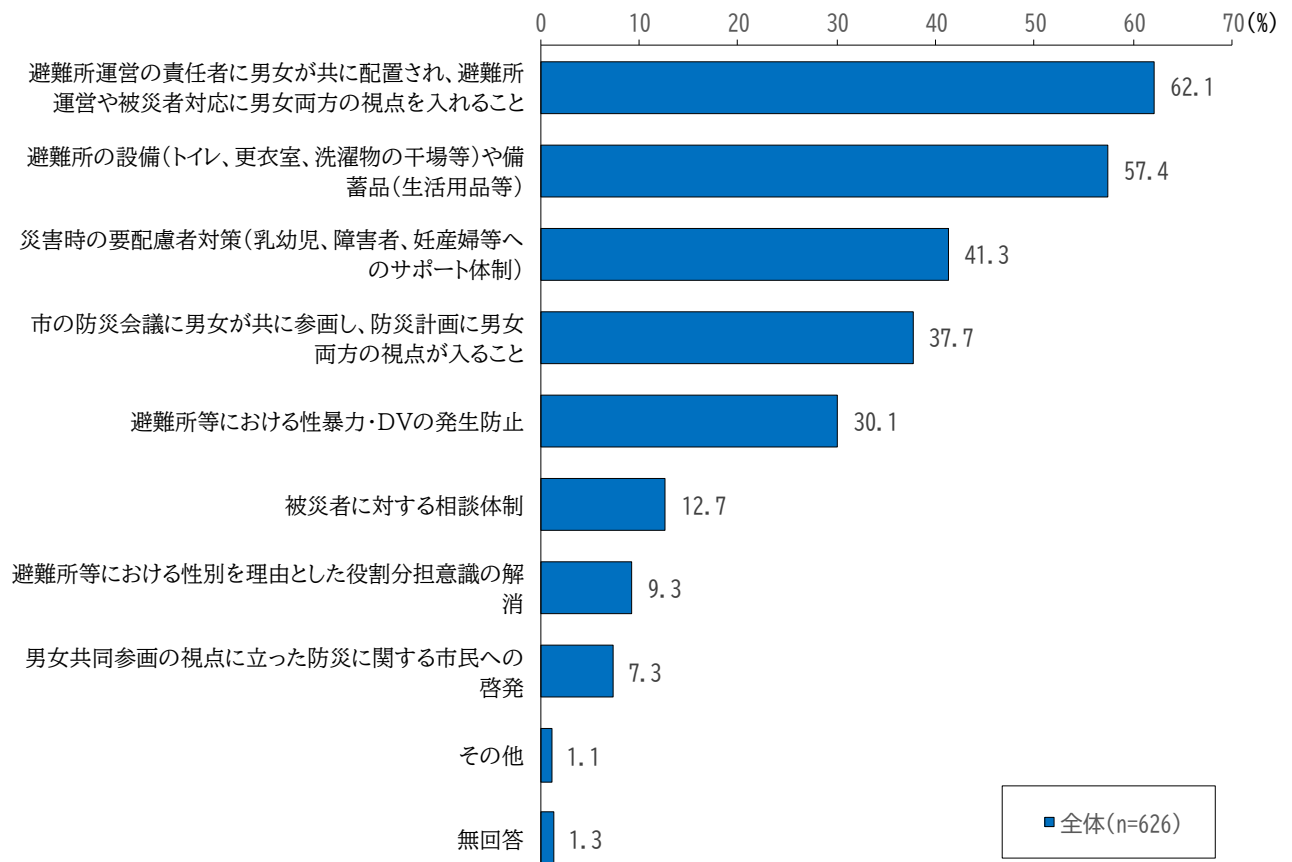
性的少数者への差別や偏見があると思う理由



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

防災や災害対策において、男女共同参画の視点に立った対応が特に必要だと思うこと

問 防災や災害対策において、男女共同参画の視点に立った対応が特に必要だと思うことを次の中から選んでください。(3つまで)



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑪ 生活上の困難に直面する女性等への支援

ひとり親家庭や若年無業者等の自立のための切れ目のない支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
22 ひとり親家庭等に対して、相談業務の充実や自立のための支援を行う	8 1	ひとり親家庭等に対する就業自立支援事業	こども家庭センター
	8 2	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談	こども家庭センター
	8 3	母子生活支援施設での保護・支援	こども家庭センター
	8 4	養育費の取り決め等を促進させる周知・啓発や支援	こども家庭センター
	8 5	ひとり親家庭等に対する生活向上事業	こども家庭センター
	8 6	ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業	こども家庭センター
	8 7	女性の起業・再就職を支援するための講座等の開催	商工振興課
23 若年無業者等が経済的に自立することができるように相談業務の充実や就労・学習支援を行う	8 8	生活困窮者自立支援制度	地域福祉課
	8 9	学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）	こども家庭センター
	9 0	高校生キャリア支援事業	こども家庭センター
	9 1	若年無業者就労支援事業	商工振興課
24 困難を抱える人への相談業務の充実や多様な主体間の連携による支援を行う	9 2	多機関協働事業等（重層的支援体制整備事業）	地域福祉課
	9 3	就労支援事業	生活支援課
	9 4	女性のためのより添い支援サロンの開催	市民協働課

方策⑫ 性の多様性に関する理解の促進と支援

性的少数者が差別されことなく地域で安心して暮らせるよう支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
25 性的少数者への理解の促進を図る	9 5	性的少数者の理解のための講座等の開催	市民協働課
	9 6	性的少数者の理解に関するリーフレット等による周知	市民協働課
	9 7	性的少数者の理解のための教職員研修	総合教育センター
26 性的少数者を支援する	9 8	性的少数者の支援のための交流会等の開催	市民協働課
	9 9	パートナーシップ宣誓事業	市民協働課

方策⑬ 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障害者、外国人が差別されることなく地域で安心して暮らせるよう支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
27 地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う	100	生活・介護支援サポーター事業	高齢者福祉課
	101	ファミリー・サポート・センター(介護)事業	高齢者福祉課
	102	高齢者虐待防止のための取組	地域包括ケア推進課
	103	在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括ケア推進課
	104	船橋市社会福祉協議会が実施する「高齢者等の生きがいづくりや交流事業」に対する支援	地域福祉課
	105	公民館での講座の開催(高齢者対象事業)	公民館
	106	高齢者の消費者被害防止のための相談や学習の機会の提供	消費生活センター
	107	高齢者の消費者被害防止のための研修	消費生活センター
	108	消費者安全確保地域協議会の開催	消費生活センター
28 障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う	109	障害者差別解消のための啓発	障害福祉課
29 障害者の就労を支援する	110	就労支援事業	障害福祉課
	111	障害者就労支援事業	商工振興課
30 外国人を対象とした相談や学習機会を提供する	112	外国人採用に関する支援制度等の周知	商工振興課
	113	多言語での情報提供や相談体制の充実	国際交流課
	114	日本語教室の開催	国際交流課

方策⑭ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

平常時から男女共同参画の視点に立った防災体制づくりをするとともに、女性消防団員の入団を促進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
31 災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う	1 1 5	地域防災力向上のための講座等の開催	危機管理課
	1 1 6	自主防災組織等の活動促進	危機管理課
	1 1 7	男女共同参画の視点からの災害時に効果的な取組事例の共有	市民協働課
	1 1 8	男女共同参画の視点に立った防災講座の開催	市民協働課
32 防災の現場における女性の参画拡大	1 1 9	消防団への女性の積極的な入団の促進	消防局警防課

課題Ⅳ 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

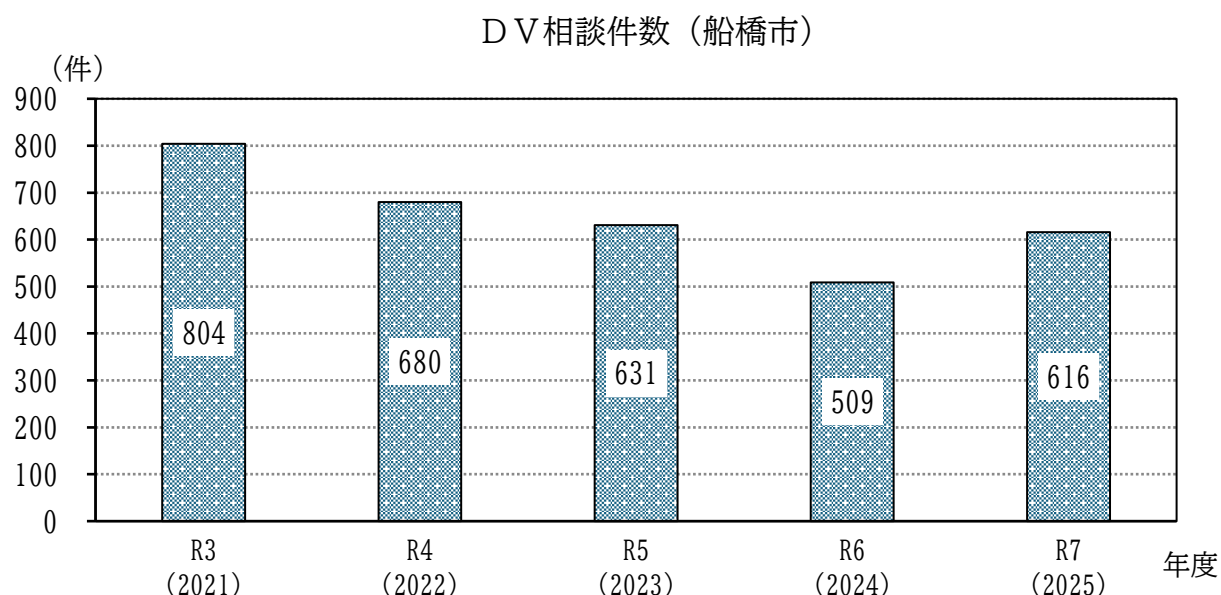
本市におけるDV相談件数は、令和3年度（2021年度）以降減少傾向でしたが、令和7年度（2025年度）に再び増加し、年間600件を超えています。

DVは外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多く、潜在化しやすいうえ、加害者に罪の意識が薄いということもあり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

また、交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー行為、性犯罪等が社会問題となっています。

令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が全体で7.5%となっており、男女別では、男性が4.6%、女性が10.3%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人のうち、14.5%は相談しようと思ったができなかった、59.0%は相談しようと思わなかった状況となっています。

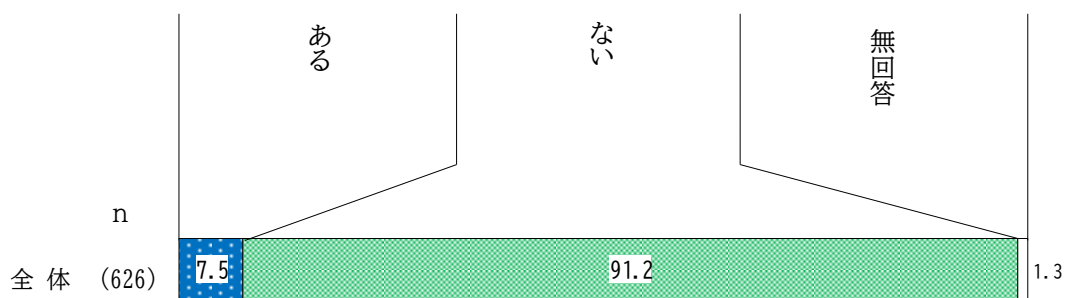
配偶者等からの暴力の早期発見、早期対応のため、DV防止に向けた意識啓発を進めるとともに相談窓口の充実を図り、DV被害者にも加害者にもなることがないように、問題解決に向けて切れ目のない支援が必要です。



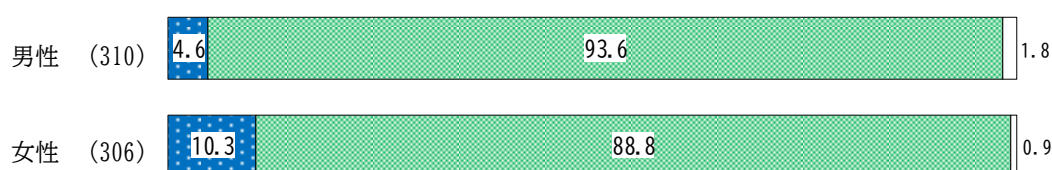
出所：こども家庭センターの資料より作成

配偶者等からDVを受けた経験の有無（船橋市）

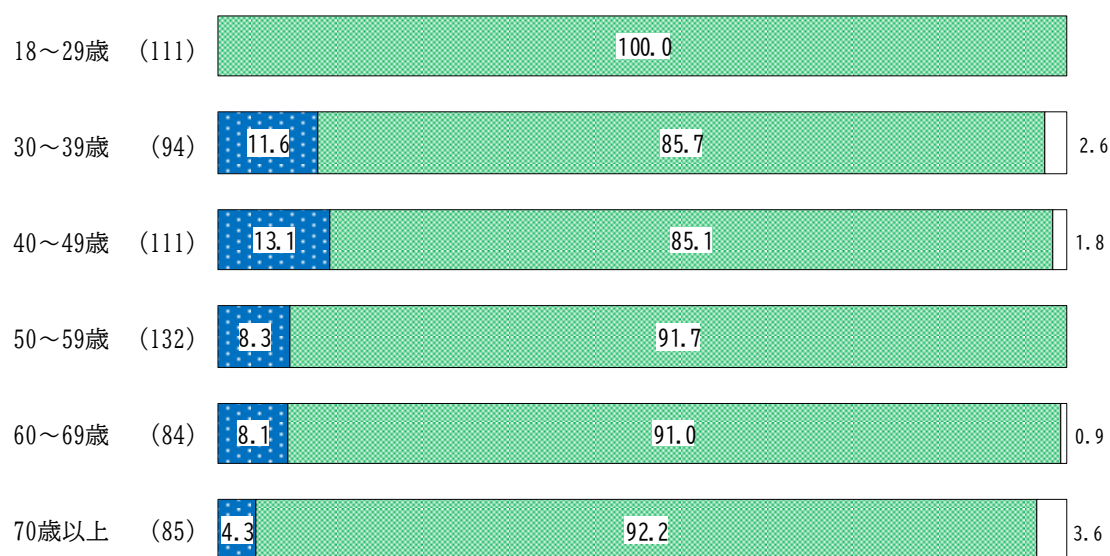
問 あなたは配偶者等からDVを受けたことはありますか。



【性別】

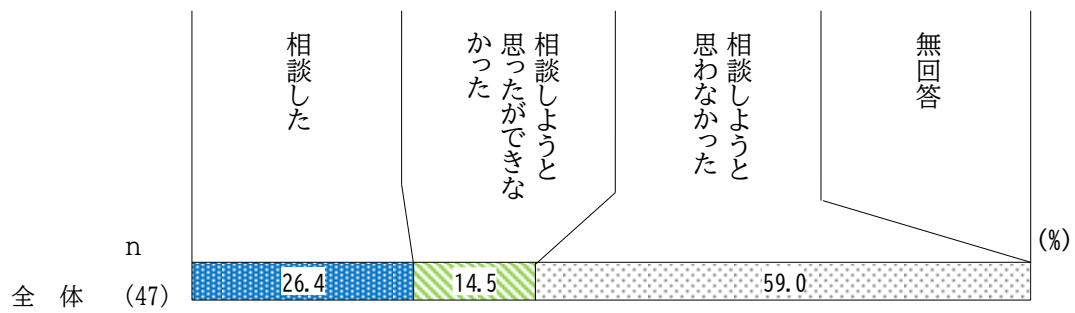


【年代別】



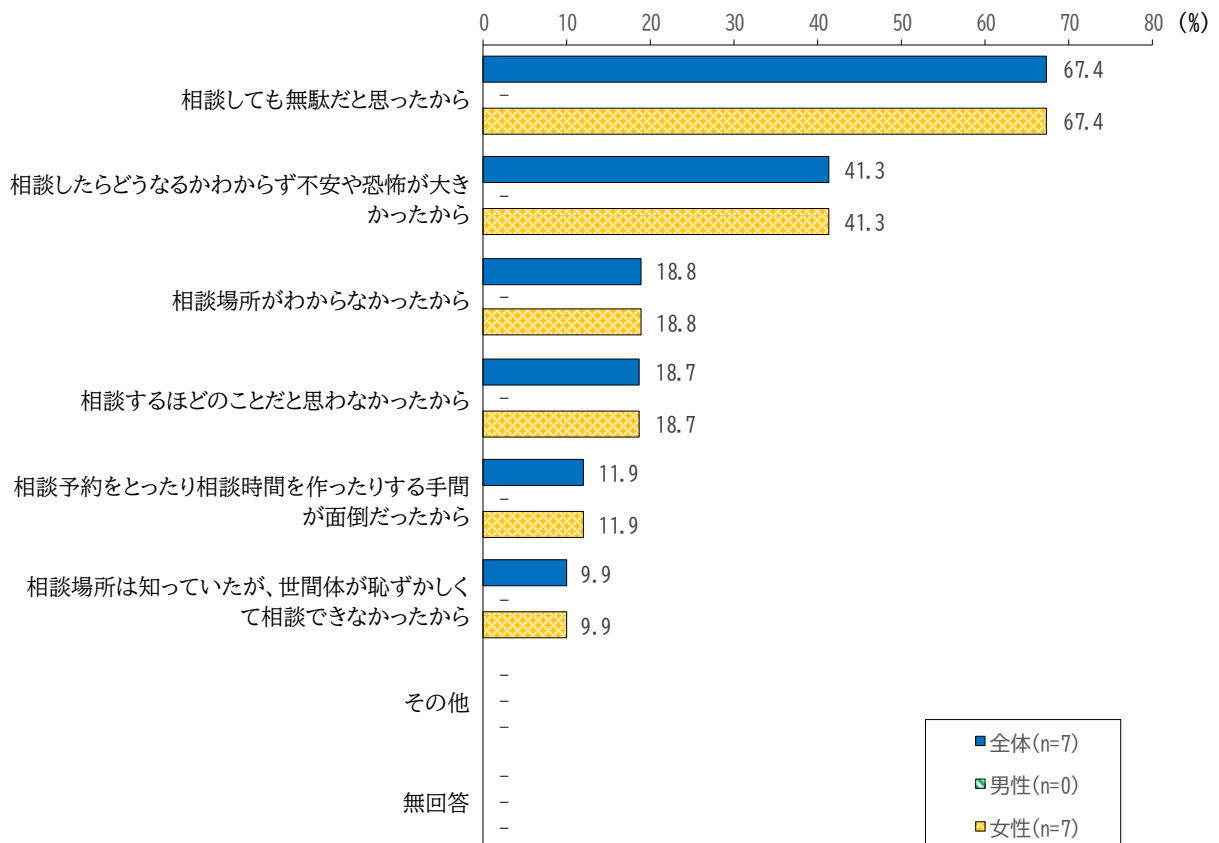
出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

D V被害の相談状況（船橋市）



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

D V被害の相談ができなかった理由（船橋市）



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

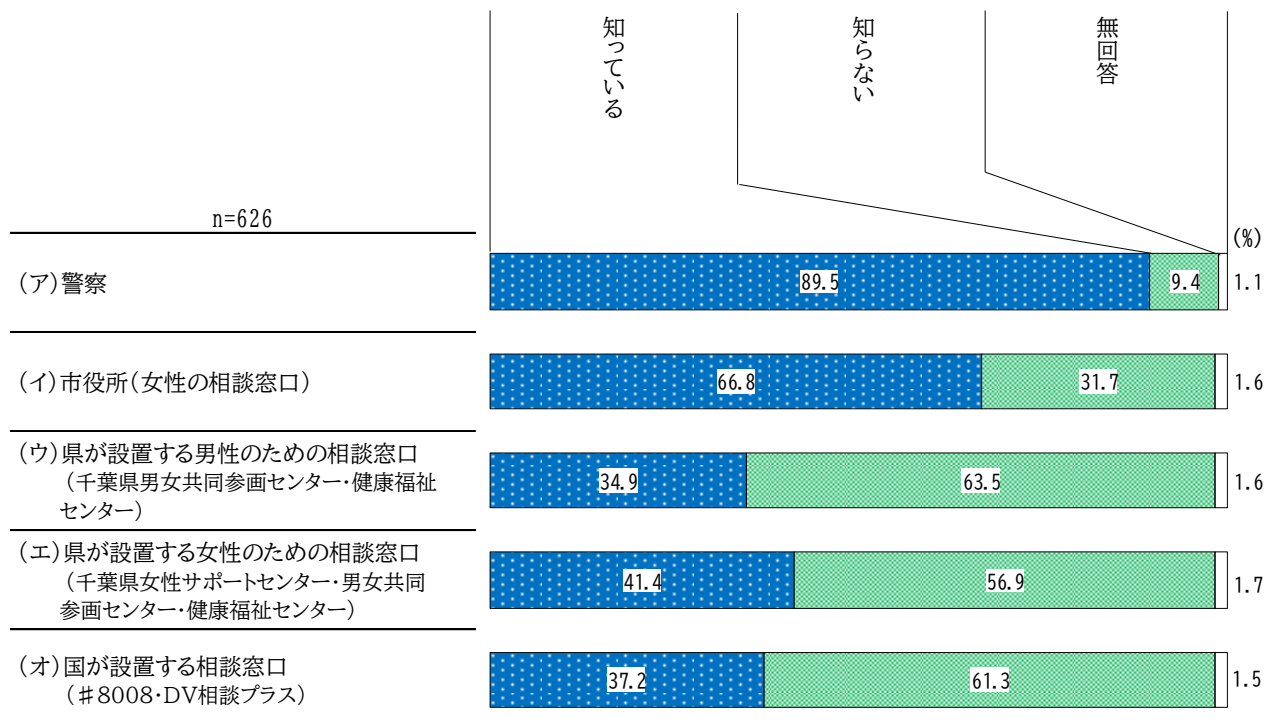
方針７ 暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DV被害の潜在化の防止と問題の早期解決のため、DV被害者が相談しやすいよう、相談機関の周知及び相談・支援体制の充実を図ります。

また、DVやデートDVについて正しい知識や情報の普及、啓発を行い、DVの未然防止につなげていきます。

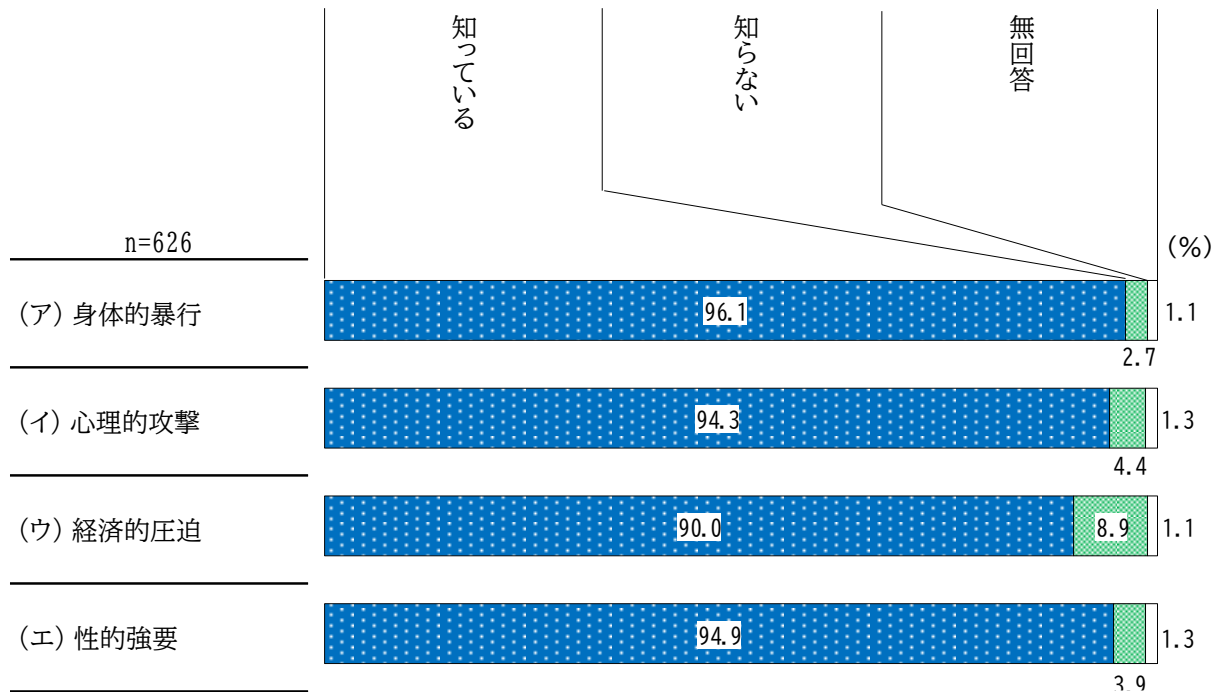
本市では平成30年（2018年）4月に、DV防止法における市町村の努力義務となっている「配偶者暴力相談支援センター」の機能を整備し、継続的な相談、手続きの一元化、関係機関との連絡調整、自立支援など、支援の充実を図ってきました。今後もよりきめ細やかで迅速なDV被害者支援を行っていきます。

相談機関の認知度（船橋市）



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

DVとなりうる行為の周知度（船橋市）



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑮ 暴力根絶のための予防啓発・教育

様々な形で存在しうる配偶者等からの暴力についての理解を深め、暴力のない社会となるよう予防啓発を行います。

また、ストーカー行為や性犯罪などの抑止となるよう、暴力がないまちづくりを進めます。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
33 暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する	120	暴力の加害者にも被害者にもならないよう、ホームページ・情報誌・広報誌等による周知	市民協働課
	121	DVやデートDV防止のための講座等の開催	市民協働課
34 暴力がないまちづくりを進める	122	防犯灯の整備	自治振興課
	123	地域の自主防犯活動等の防犯対策の推進	市民安全推進課
	124	市内巡回による犯罪の抑止	市民安全推進課

方策⑩ 暴力に関する相談・支援体制の充実

D V被害の潜在化を防止するとともに問題の早期解決に向け、様々な問題を抱える方が相談しやすいよう窓口の充実を図り、広く相談窓口を周知することで、早期の相談・支援に繋がります。

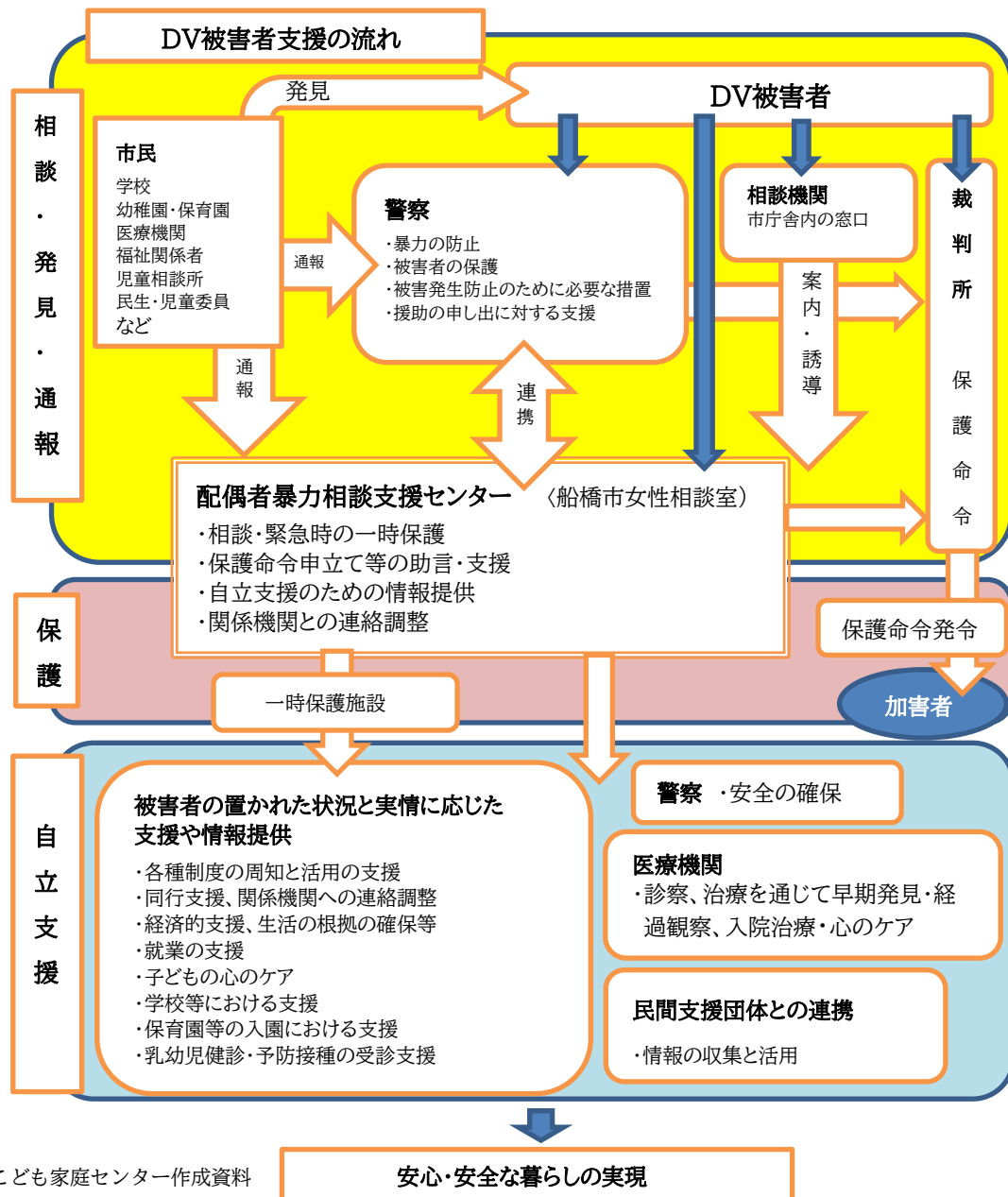
方策の方向性	事業番号	事業	担当課
35 暴力に関する相談業務の充実を図る	1 2 5	犯罪被害者支援のため知識・技能を向上させることを目的とした研修への職員参加	市民安全推進課
	1 2 6	犯罪被害者等支援事業	市民安全推進課
	1 2 7	性犯罪や性暴力被害者のための相談・支援情報を周知	市民協働課
	1 2 8	市民法律相談・生活相談	市民の声を聞く課
	1 2 9	生き方相談・女性のための法律相談	市民協働課
	1 3 0	相談窓口周知カードの配布等による相談窓口の周知	市民協働課
	1 3 1	女性相談	こども家庭センター
	1 3 2	女性相談支援員の研修への派遣	こども家庭センター
	1 3 3	こども家庭相談	こども家庭センター
	1 3 4	児童虐待防止に係る啓発	こども家庭センター
	1 3 5	児童虐待通告・相談	児童相談所
	1 3 6	S N S相談事業	地域保健課

方針 8 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

DV被害者とその同伴する家族の安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で援助を行うことが重要です。同被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。

自立した生活を目指すDV被害者の多くは、就労機会の確保、住宅や生活費、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。DV被害と児童虐待との相互の支援の隙間が生じないように関係機関が連携を図り、DV被害者が早期に安定した生活基盤が確保できるよう継続的な支援をしていきます。

《DV被害者支援フロー》

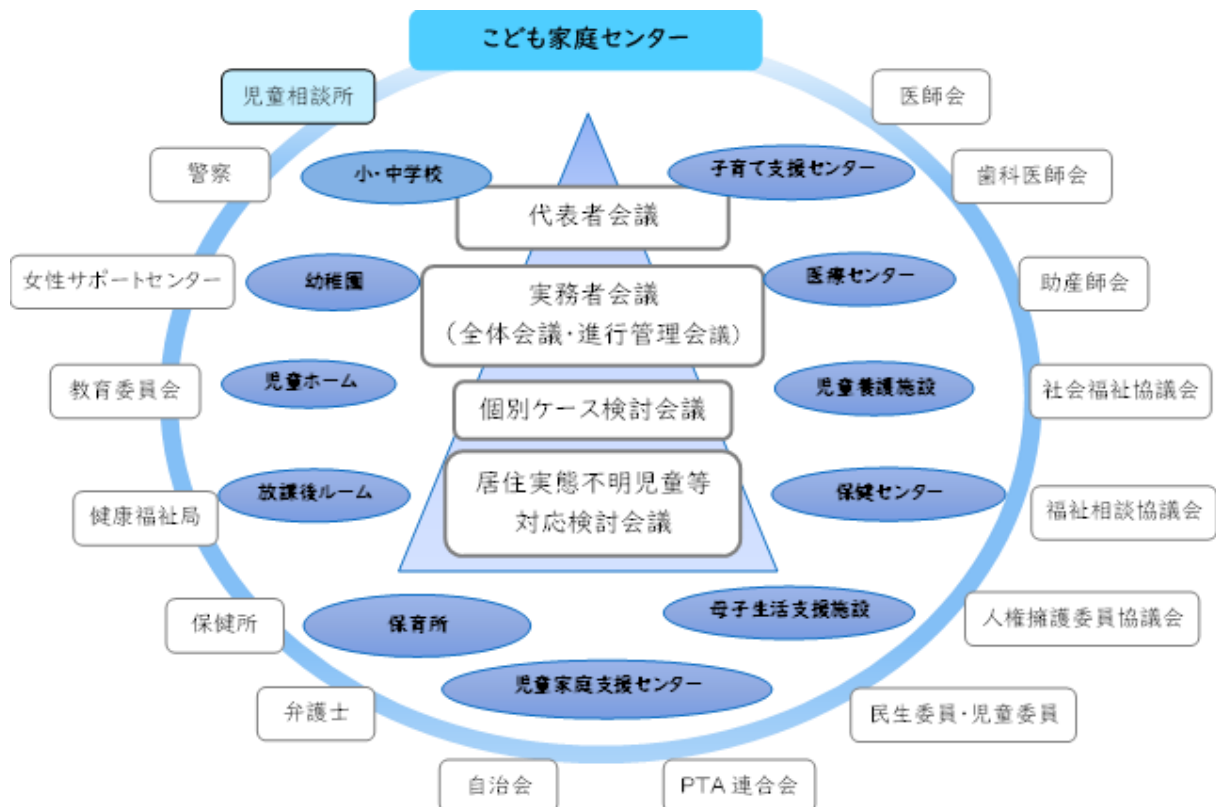


方策⑰ 暴力の被害者の安全確保と自立支援

被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
36 暴力の被害者の安全確保を図る	137	被害者の一時保護	こども家庭センター
	138	情報管理の徹底	こども家庭センター
37 暴力の被害者の自立支援と関係機関との連携を行う	139	自立支援のための情報収集と情報提供	こども家庭センター
	140	DVに関する職員研修会の開催	こども家庭センター
	141	民間支援団体との連携	こども家庭センター
	142	「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」における連携	こども家庭センター

≪船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成≫



出所：こども家庭センター作成資料

課題Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画は、男性にとっても、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができるなど、自由な選択を可能にすることに繋がります。

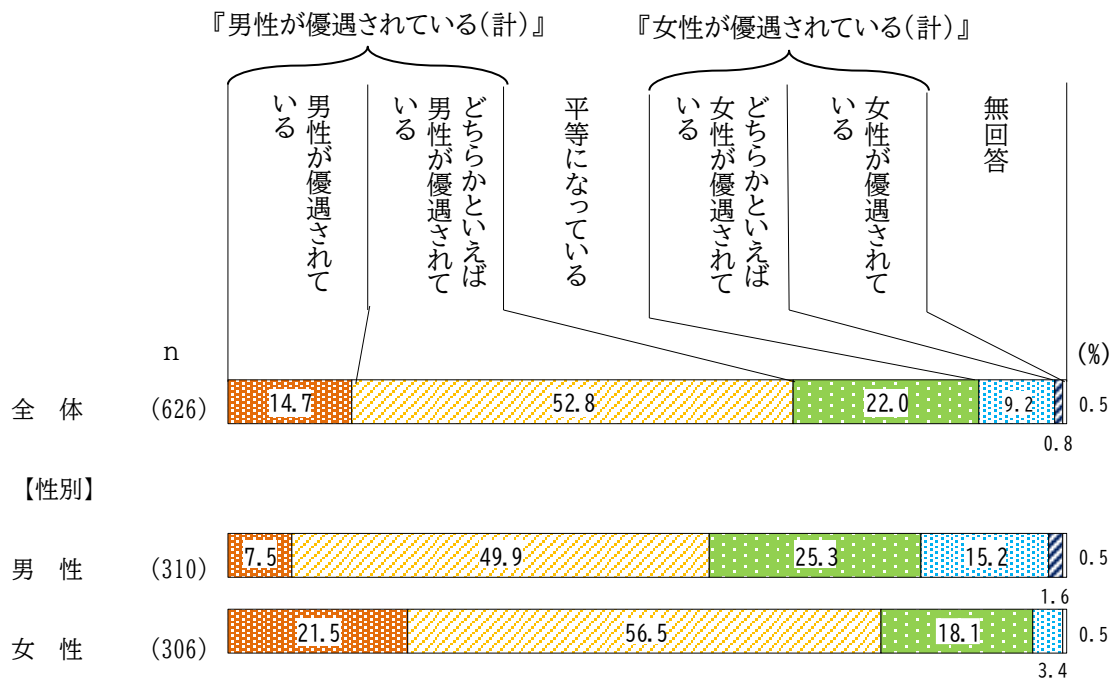
令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、社会全体における男女平等について聞いたところ、全体で「平等になっている」と答えた人は22.0%で令和2年度結果の18.7%よりも増加していますが、「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と答えた人は67.5%でした。

同じく、令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、全体で「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）」と答えた人は72.9%で令和2年度結果の70.6%よりも増加しています。

これまでの取組により、社会のあらゆる場面で男女共同参画の理念や意識の浸透は少しずつ進んできていますが、長い年月をかけて作られてきた慣習やしきたり、固定観念を変革することは容易ではなく、性別による役割分担意識は根強く残っています。

誰もが自立して個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、あらゆる分野で男女平等の意識が高まるよう、すべての世代において男女共同参画の理念や考え方を正しく理解し、適切に行動することができるよう、教育と学習の機会の充実を図る必要があります。

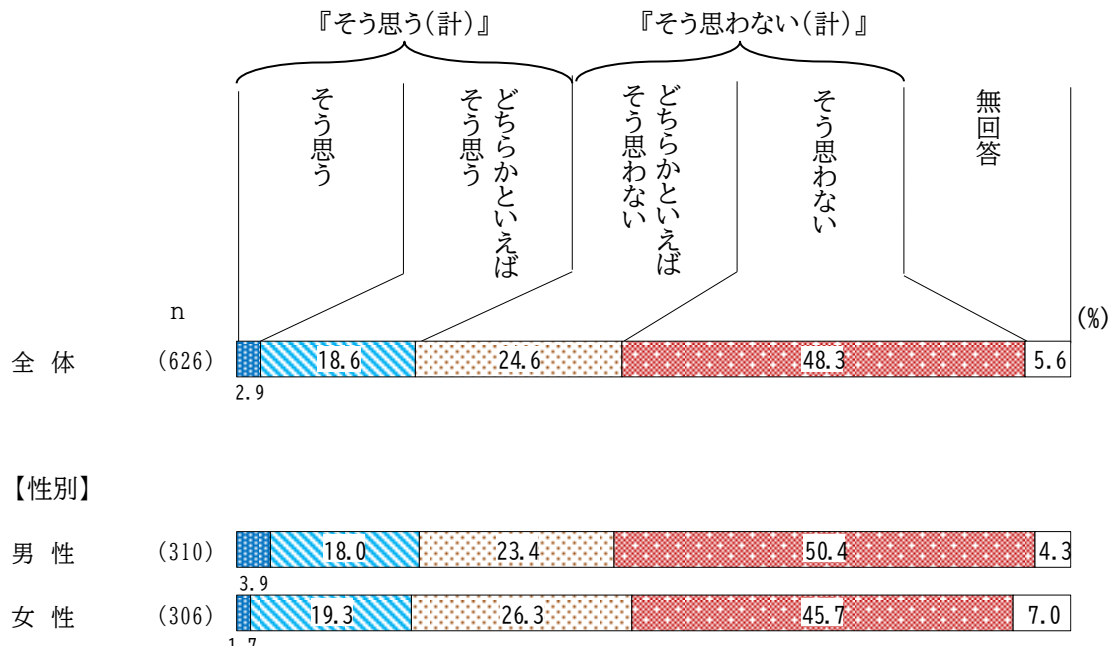
社会全体での男女の地位の平等感



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

男女の役割分担意識

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。(1つだけ)



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方針 9 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進

社会全体・職場・地域・家庭等において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、これを解消するための意識改革と理解の促進に取り組みます。

市民一人ひとりの意識に働きかけ、男女共同参画の考え方を根付かせるために、性別や年代を問わず、すべての市民に対して、様々な機会を通じた広報・啓発活動や相談業務を積極的に、かつ、継続的に取り組みます。

また、庁内における各所属が男女共同参画の必要性を認識し、実行していくとともに、市政における様々な分野で男女共同参画の視点をもった事業を展開するため、庁内に対して意識改革を図ります。

方策⑱ 固定的性別役割分担意識の解消促進

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の周知と意識啓発を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
38 固定的性別役割分担意識の解消に関する意識啓発を行う	1 4 3	固定的性別役割分担意識解消のための周知啓発	市民協働課
	1 4 4	無意識の思い込み解消のための意識啓発	市民協働課

方策⑭ 男女共同参画推進のための啓発・相談

男女共同参画の意義についての理解を深めるために啓発活動や相談業務を実施するほか、市民や団体と協働し意識醸成を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
39 男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る	145	生き方相談・女性のための法律相談	市民協働課
	146	女性相談	こども家庭センター
40 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援を行う	147	男女共同参画センター周知	市民協働課
	148	男女共同参画の意識の醸成のための情報誌・リーフレット等の配布	市民協働課
	149	男女共同参画講演会	市民協働課
	150	男女共同参画フェスティバル	市民協働課
	151	男女共同参画に関する庁内への周知・啓発	市民協働課
	152	市の刊行物における男女共同参画の視点に配慮した表現の周知	市民協働課
	153	市民企画講座	市民協働課
	154	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解のための講座等の開催	市民協働課

方針 10 男女共同参画に関する教育等の推進

性別にとらわれない男女共同参画意識を高めるためには、地域社会や学校における男女共同参画の視点を踏まえた教育と学習の機会は極めて重要です。

男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることや、性別にかかわらず個性や能力を発揮することへの理解が深まるよう、社会教育・学校教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習機会の提供を推進します。

方策② 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実

男女共同参画の理念を推進する教育・学習機会の充実を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
41 教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る	155	男女共同参画社会標語コンクール	市民協働課
	156	人権教育・啓発活動の促進	指導課
	157	青少年のインターネット安全利用のための啓発	青少年課
	158	教職員を対象としたキャリア教育についての研修	総合教育センター
	159	公民館での講座の開催（男女共同参画社会の実現を目的とした事業）	公民館
	160	図書館資料の提供を通じた学習機会の充実	西図書館

Ⅲ. 計画の総合的・効果的な推進

計画の総合的・効果的な推進

1 計画の推進体制

本計画の着実な実施に向けて、以下の取り組みを行います。

(1) 船橋市男女共同参画推進委員会の運営

学識経験者、関係団体からの推薦者、市民等で構成される「船橋市男女共同参画推進委員会」を運営し、男女共同参画計画の策定、推進に関する施策及び事業について審議し、意見や助言を行います。

(2) 船橋市男女共同参画庁内連絡協議会の運営

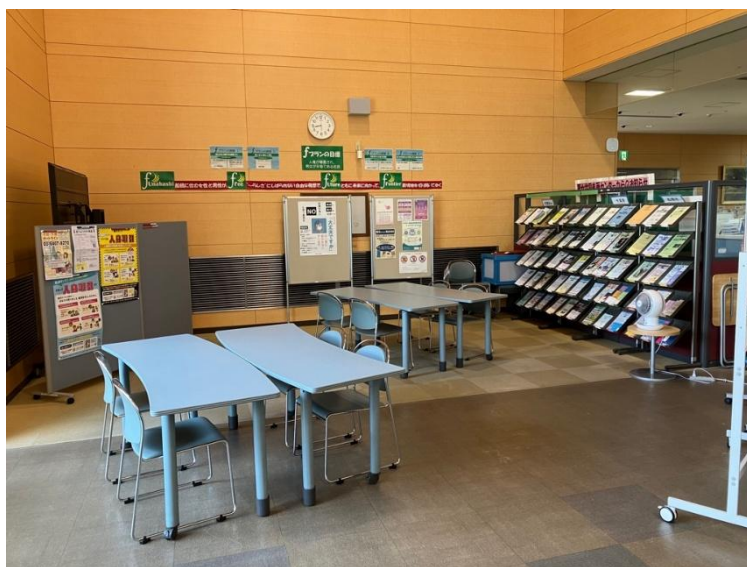
男女共同参画社会の実現に向けた取組は非常に広範囲の分野にわたることから、「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」を組織し、庁内関係部署との連携を図りながら、全庁的な施策の展開を進めます。

(3) 男女共同参画センターの運営

J R船橋駅前フェイスビル5階にある男女共同参画センターが、身近で利用しやすい男女共同参画の推進拠点となるよう、男女共同参画の視点からの情報資料や図書等の提供、相談業務の実施、交流の場の提供、企画の実施等により、男女共同参画センターの充実を図ります。



フェイスビル外観



男女共同参画センター内

（４）国等との連携

令和７年（２０２５年）６月の「男女共同参画機構法」の策定により、独立行政法人男女共同参画機構が令和８年（２０２６年）４月に発足されました。市では、「センターオブセンターズ」である独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携して、男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウを積極的に活用して取り入れることで、効果的な施策を展開していきます。

また、千葉県男女共同参画センターや他市町村男女共同参画センター等との情報共有や事業実施の連携を強化します。

（５）市民、団体等との協働

男女共同参画社会の形成は、行政だけで達成できるものではなく、市民や団体等との協働が必要であり、市民の意見を施策の参考にするため、関係団体からの推薦者や公募市民が委員となって組織される船橋市男女共同参画推進委員会から意見や助言をいただきます。

また、本市では定期的に男女共同参画市民アンケートを行い、広く市民から男女平等に関する意識や意見等を聴取し、市民ニーズを把握、分析することにより、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策の参考にします。

さらに、男女共同参画センター等で実施する各種講座への参加だけでなく、船橋市男女共同参画フェスティバルや市民企画講座など、市民参加型事業を実施することにより、市民や団体と行政が協働して本市における男女共同参画を推進していきます。

２ 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画を実効性のあるものとするために、事業ごとに達成に向けた目標及び指標を設定し、施策を計画的に実施します。

また、本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、毎年度、計画の進捗状況について事業の個別評価を行い、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会において、事業の個別評価について全庁的な情報の共有と連携を進めます。

さらに、船橋市男女共同参画推進委員会においても、事業の点検・評価を行うとともに、課題ごとに定める指標の推移で計画全体の進捗状況を確認します。

これらの進行管理を行い、毎年度、事業評価報告書を作成し公表します。

3 指標一覧

課題Ⅰ あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進

①市職場における管理監督職（課長補佐級以上）への女性職員の登用率

現状値（令和8年4月1日）	令和12年度目標値
25.0%	28.0%

※目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせる

②市の審議会等の女性委員の割合

現状値（令和8年4月1日）	令和12年度目標値
29.8%	40.0%

③保育所等の待機児童数

現状値（令和8年4月1日）	令和12年度目標値
12人	0人

課題Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

④職場における男女の地位の平等感

（職場で男女平等と感じる人の割合）

現状値 （令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート）	令和12年度目標値
31.9%	40.0%

⑤ワーク・ライフ・バランスの周知度

（ワーク・ライフ・バランスという言葉について、言葉も意味も知っている人の割合）

現状値 （令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート）	令和12年度目標値
76.8%	85.0%

⑥市職場における男性職員の育児休業取得率

現状値（令和7年度）	令和12年度目標値
95.5%（1週間以上取得率）	85.0%（2週間以上取得率）

※目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせる

課題Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

⑦性的少数者の周知度

(性的少数者（LGBT）という言葉も意味も知っている人の割合）

現状値 (令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和12年度目標値
79.2%	90.0%

⑧性的少数者への差別や偏見の有無

(性的少数者（LGBT）が社会的な差別や偏見を受けていると思う人の割合)

現状値 (令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和12年度目標値
40.1%	30.0%

課題Ⅳ 配偶者等からの暴力の根絶

⑨DVとなりうる行為の周知度

(DVとなりうる行為と知っている人の割合)

現状値 (令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート)		令和12年度目標値
(身体的暴行) 平手でうつ、足でける、髪を引っばる、腕をねじる、凶器を体につきつける、引きずりまわす、物を投げつける	96.1%	100.0%
(心理的攻撃) 大声でどなる、人前でバカにしたり命令口調でものを言う、実家や友人との付き合いを制限、電話やメールを細かくチェック、子どもに危害を加えると言っておどす	94.3%	100.0%
(経済的圧迫) 生活費を渡さない、外で働くことを認めない、仕事を辞めさせたりする	90.0%	100.0%
(性的強要) 嫌がっているのに性行為を強要、中絶を強要、避妊に協力しない	94.9%	100.0%

⑩DVに関する相談窓口の周知度

(市役所でDVの相談ができることを知っている人の割合)

現状値 (令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和12年度目標値
66.8%	75.0%

課題Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

⑪社会全体における男女の地位の平等感

(社会全体で男女平等と感じる人の割合)

現状値 (令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和12年度目標値
22.0%	30.0%

⑫「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(「男は仕事、女は家庭」という考え方に、そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)人の割合)

現状値 (令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和12年度目標値
72.9% (※)	75.0%

※「どちらかといえばそう思わない」24.6%「そう思わない」48.3%

【あ行】

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みや偏ったモノの見方のことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていくます。

【か行】

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育のことです。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するものです。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 6 年（2024 年）4 月に施行され、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが地方公共団体の責務とされ、市区町村に対しては、施策の実施に関する基本的な計画を策定することが努力義務とされています。

【さ行】

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。

ジェンダー・ギャップ指数

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表しており、経済・教育・健康・政治の各分野で男女平等を指数化したものです。指数が「1」に近づくほど平等と評価されます。

市民企画講座

市民団体に対して自主的に企画・運営する講座を開催する場を提供することにより、市の男女共同参画事業への市民参加の推進を図ることを目的とした事業です。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成28年（2016年）4月に施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

性的少数者

本計画では、性的指向や性自認といった、性のあり方が社会の多数派とは異なる人のことをいいます。

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性的指向と性自認の頭文字を取った「S O G I」という用語もあります。

なお、性的指向について、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「L G B T」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の嫌がる性的な内容の発言や言動などにより、その人の人格を無視した不快感を与えることです。具体的には、性的な事実関係を尋ねること、性的な冗談やからかい、必要なく身体に接触することなどがあります。

なお、男女雇用機会均等法では、「職場におけるセクハラ」の定義として、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること、また職場の環境が不快なものとなったため、労働者が就業する上で見過ごすことができない程度の支障が生じることとしています。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のことで、自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められることをいいます。

・セクシュアル・ヘルス

自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていることです。

・リプロダクティブ・ヘルス

妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられることです。

・セクシュアル・ライツ

セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のことです。

自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利です。

・リプロダクティブ・ライツ

産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利のことです。

妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利です。

【た行】

男女共同参画講演会

男女共同参画をテーマに講演を実施し、男女共同参画の意識啓発をするイベントです。

男女共同参画社会基本法

平成11年（1999年）に施行した法律で、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

男女共同参画社会標語コンクール

男女共同参画社会の実現に向けての意識を育むことを目的として、中学生を対象に実施するコンクールです。

男女共同参画情報誌「f（えふ）」

男女共同参画の意識啓発をするための情報誌です。

男女共同参画フェスティバル

参加団体の企画を通じて、広く市民に対して男女共同参画に関する意識啓発を図ることを目的としたイベントです。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

昭和 59 年（1984 年）に施行された法律で、募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。

デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のことをいいます。

独立行政法人男女共同参画機構

令和 7 年（2025 年）6 月に成立した「独立行政法人男女共同参画機構法」により「独立行政法人国立女性教育会館」の機能を強化・拡充して、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から設置された組織のことです。

【な行】

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

DV 防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV に関する相談、情報提供、被害者の一時保護・自立支援などを行う都道府県、市町村の機関。平成 20 年（2008 年）1 月に施行された改正 DV 防止法において市町村への設置が努力義務とされています。

働き方改革関連法

少子高齢化に伴う労働力不足や長時間労働、雇用形態による格差是正などを目的として、平成 30 年（2018 年）6 月に成立、平成 31 年（2019 年）4 月から順次施行された一連の法律のことをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、継続的に精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のことをいいます。

ふなばしパートナーシップ宣誓制度

同性・異性を問わず（同性カップル、事実婚等）、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、互いの関係性を市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度です。

パートナーシップの関係にあるお二人に未成年の子がいる場合、子を含む社会生活関係を尊重するためにファミリーシップも導入しています。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格する等の不利益な取扱いをすることをいいます。

【や行】

【ら行】

労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のことです。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

【A～Z】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的・子どもを巻き込んだ暴力も含まれます。

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような曲線になることです。

結婚・出産期に当たる年代に一旦離職し、育児が落ち着いた時期に就職するケースが多いと考えられます。

L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳をピークに低下し、アルファベットのLのような形に描かれる曲線のことです。

出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられます。

LGBT

代表的な性的少数者（Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー））の頭文字をとって作られた言葉です。4つのセクシュアリティだけでは定義できない立場の人々を示すため「LGBTQ」「LGBTs」「LGBT+」といった表現をする場合もあります。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016）年から令和12年（2030）年までの国際目標であり、17ゴール・169ターゲットからなります。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられています。

Well-being（ウェルビーイング）

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

参考資料

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の推進にあたり必要な事項について広く意見を求めるため、船橋市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 船橋市男女共同参画計画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成について理解と熱意のある学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

（参考意見等の聴取）

第6条 委員会において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め参考意見又は説明を聴くことができる。

（任期）

第7条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、3年目が計画策定年にあたる場合の任期は3年以内とする。いずれの場合も、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、市民生活部 市民協働課が行う。

（公務上の災害補償）

第9条 委員が公務上負傷した場合には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（船橋市女性問題懇談会の廃止）

2 船橋市女性問題懇談会設置要綱（船橋市要綱）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第18期船橋市男女共同参画推進委員会委員名簿

【任期】 令和6年7月26日～令和9年3月31日

敬称略

	氏名	所属等	備考
学識経験者	泉 響子	弁護士	会長
	木暮 卓義	船橋市保育園父母会連絡会	～R7.9.3
	石野 百代	//	R7.9.4～
	亀ヶ谷 俊夫	船橋市民生児童委員協議会	
	黒田 友紀	日本大学理工学部准教授	副会長
	大原 夢果	公益社団法人船橋青年会議所	～R8.3.31
	小林 菜々美	//	R8.4.1～
	高橋 利明	船橋市PTA連合会	～R7.7.14
	峠 万里	//	R7.7.15～
	橋本 知枝	認定NPO法人JASH日本性の健康協会	
	小澤 周司	SL災害ボランティアネットワーク・船橋	～R7.4.21
	平山 優子	//	R7.4.22～
	文川 和雄	船橋市自治会連合協議会	
	松本 初恵	船橋商工会議所	～R8.6.9
	高宮 幸子	//	R8.6.10～
	山口 美恵子	船橋人権擁護委員協議会	
市民	奥田 公恵	市民公募	
	木下 幸治	市民公募	
	藤井 健	市民公募	

船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市における男女共同参画に関連する施策について、関係各課相互間の事務の綿密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な施策を推進するため、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること
- (2) 各課における男女共同参画政策の連絡及び調整に関すること
- (3) 男女共同参画政策に関する調査及び研究に関すること
- (4) その他男女共同参画政策に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者及び会長が指名する所属長をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民生活部長、副会長は会長が指名した者とする。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議事の進行及び整理は、会長が行う。

(研究部会)

第4条の2 協議会には、必要に応じ、研究部会を置くことができる。

- 2 研究部会の座長は、互選とする。
- 3 研究部会の委員は、協議会委員が推薦する職員の中から会長が指名する。
- 4 研究部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

(参考意見等の聴取)

第5条 協議会及び研究部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民協働課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年2月1日から施行する。

(船橋市婦人問題行政連絡協議会設置要綱の廃止)

- 2 船橋市婦人問題行政連絡協議会設置要綱（昭和53年船橋市要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表

市民生活部	部長 市民協働課長 自治振興課長 市民安全推進課長
市長公室	危機管理課長 市民の声を聞く課長 国際交流課長
企画財政部	政策企画課長
総務部	総務法制課長 人事課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長
健康部	健康政策課長 地域保健課長
福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
こども家庭部	こども政策課長 児童相談所総務主幹 こども家庭センター所長
地域子育て部	保育入園課長 保育運営課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
経済部	商工振興課長 消費生活センター所長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長 指導課長 総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長 青少年課長 放課後児童支援課長

	中央公民館長 西図書館長
消防局	総務課長 警防課長
農業委員会事務局	事務局長

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条線下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条線下)

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の

法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝令和八年四月一日）

（政令への委任）

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（令七法六三・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（令七法六三・一部改正）

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について

の計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令

で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良な

ものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定める

ところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条線下、令七法六三・一部改正）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
 - 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正、令七法六三・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正、令七法六三・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解

を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十一条繰下）

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十二条繰下）

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正）

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第二十四条繰下）

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令元法二四・旧第二十五条繰下）

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・令七法六三・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・令七法六三・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正、令七法六三・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月一日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」）の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞

なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（令五法三〇・追加）

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令五法三〇・追加）

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令五法三〇・追加）

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・令元法四六・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在す

る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等

を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令七法八四・一部改正）

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当

該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（令五法三〇・追加）

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を

経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないこと

を確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第

二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二條第一項本文	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二條第一項ただし書	前條の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三條	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一條第二項及び第二百三十一條の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十條第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十條の二第一項	前條第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十條の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五條第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・令四法五二・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

（令四法五二・一部改正）

第五章の二 補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

一号及び第二項第一号		
------------	--	--

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律によ

る改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会におけ

る更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）
抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期

を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（施行の日＝令和六年三月一日）

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合

において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法律五三）抄

（接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置）

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定

定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一日から施行）

附 則 （令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のため

に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規

定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を

抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養^{かん}に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（令四法六八（令四法五二）・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」

という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

第5次船橋市男女共同参画計画

えふ **f** プラン

令和9年（2027年）3月発行

船橋市市民生活部市民協働課

〒273-0011

船橋市湊町2丁目10番18号

Tel 047-436-2107

Fax 047-436-3063

E-mail danjo@city.funabashi.lg.jp